「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画 いたばしアクティブプラン」の実施結果に関する評価

# 答申

平成27年8月3日

板橋区男女平等参画審議会

# 答申にあたって

板橋区男女平等参画審議会は、平成26年4月に板橋区長の諮問を受け「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画 いたばしアクティブプラン」に おける5年間の総括評価を実施しました。

平成24年度実施結果までは、年度ごとに評価と提言を行ってきましたが、平成26年度当初に区において評価方法の見直しがなされ、男女平等参画審議会による評価は単年度ごとではなく、行動計画の策定時期に合わせ5か年の計画全体を通じた総括的な評価として行うこととなりました。

総括評価の実施にあたり、行動計画の推進状況を把握するため、実際の事業実施後、担当部局による行政内部評価を行い、さらに審議会が担当部局のヒアリングを基にした外部評価を行っています。こうした方法による評価はかなり大変な作業ではありますが、進捗状況の実態をより明確にとらえることができ、同時に次に向けて課題を把握するには有効なものとなっています。

板橋区では、こうした事業評価による作業を今後の行動計画策定に向けて積み 重ねております。さらにそれを公表することで、区民の皆さんに男女共同参画社 会づくりの情報としてお届けしています。

今期の男女平等参画審議会では、事業が推進せず、なかなか評価が高まらない計画事業もあることから、今回、計画期間中の実施結果を見通した評価を行うことにより、事業評価が新たな行動計画づくりに連動し、より有効なものとなるよう審議を進めてまいりました。第五次行動計画策定に向けて、本来、計画体系の枠外に置かれることが多い推進体制「推進を加速する基盤整備の充実」を「めざす姿」の1つに加える新たな提案を行うなど、新たな提案を行ったこともそのひとつです。

現在多様な領域で、事業評価については有効な方法の検討が必要とされています。本答申が、さらなる事業の推進に役立つと同時に、新たな事業企画や見直しにつがることを期待いたします。

平成27年8月3日

# 目 次

1. 実施網	吉果の評価方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 – 1	評価目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	٠1
1 – 2	評価者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
1 – 3	評価の時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
1 – 4	評価内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
1 – 5	平成 23 年度、24 年度における評価・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
1 – 6	5年間の総括評価について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 3
2. 第四次	欠板橋区行動計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	٠4
3.5年	間の総括評価と提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
3 – 1	全体的な評価と提言 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
3 – 2	めざす姿・課題ごとの評価と提言 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
める	ぎす姿1 「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会・・・・・・	12
める	ぎす姿2 生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会・・・・	16
める	ぎす姿3 男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会・・・・・・・・・・・	19
める	ぎす姿4 男女の平等と人権が尊重される社会・・・・・・・・・・・・・・	24
資 料 約	<b>扁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	30
◇諮問割	書(写)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
◇東京都	が板橋区男女平等参画基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
◇板橋[	区男女平等参画審議会審議経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
◇東京都	『柳板橋区男女平等参画審議会』委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
◇所管語	果による評価一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37

# 1. 実施結果の評価方法

#### 1-1 評価目的

区は、平成23年2月に「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画いたばしアクティブプラン」(以下、「第四次板橋区行動計画」という。)を策定し、様々な男女平等参画施策を推進してきました。平成27年度に計画期間が終了するにあたり、今回、現時点における行動計画の進捗状況及び平成27年度の実施見込みを含む5年間について、板橋区男女平等参画審議会(以下、審議会という。)において総括的な検証・評価を行うこととしました。なお、本評価は、板橋区男女平等参画基本条例(以下、条例という。)第8条で定める行動計画の実施結果に関する評価であり、条例第23条第1項第2号に基づき実施するもので、次期行動計画の策定に関する基本的な考え方の答申に活かしていくものです。

#### 1-2 評価者

審議会が、区長の諮問を受け評価を行います。

#### 1-3 評価の時期

審議会は、条例第14条第2項の規定により、区が取り組むべき施策・事業等の実施結果について、内部評価である所管課による一次評価と所管課へのヒアリング結果等に基づき、外部評価を行い答申してきました。従来、単年度ごとに実施してきた外部評価ですが、平成26年度に最適化の観点から見直しを行い、平成25年度以降の実施結果については、審議会における単年度評価は行わず、次期行動計画の策定に合わせ、現行動計画期間5年間全体を総括して評価する形へと改められました。

#### 1-4 評価内容

第四次板橋区行動計画における平成23年度から26年度までの実施結果及び平成27年度実施見込みを勘案した総括評価

#### 1-5 平成23年度、24年度における評価

#### ■平成23年度実施結果評価

所管課による一次評価と所管課へのヒアリング結果等に基づいて、19項目の「課題」と 4つの「めざす姿」を評価しました。その結果、「課題」の「A」が4項目、「B+」が6項目、「B」が5項目、「B-」が2項目、「C」が2項目でした。「めざす姿」では「B+」が 2項目、「B」が2項目となりました。

#### ■平成24年度実施結果評価

所管課による一次評価と所管課へのヒアリング結果等に基づいて、19項目の「課題」、4つの「めざす姿」を評価しました。その結果、「課題」の「A」が7項目、「B+」が9項目、「B」が3項目、「めざす姿」では「A」ルが1つ、「B+」が3つとなりました。また、本計画の推進にあたり特に重要と思われる22の取組を審議会において選定し、新たに「重点取組」として評価を行いました。

### 審議会による「課題」「めざす姿」の外部評価

	課題						めざす姿	Š		
	A	Β÷	В	В-	С	A	Β÷	В	В-	С
23年度	4	6	5	2	2	0	2	2	_	1
24年度	7	9	3	_	-	1	3	_	_	_
		<u> </u>	重点取組							
	A	B∔	В	B-	С					
24年度	4	6	5	2	2					

### ■「課題」・「めざす姿」に対する評価評語及び定義

評価評語	定義
A	課題解決(めざす姿の達成)に向けて良好である。
B+	課題解決(めざす姿の達成)に向けて概ね良好であるが、さらなる拡充を求める。
В	課題解決(めざす姿の達成)に向けてほぼ良好であるが、さらなる改善を求める。
В —	課題解決(めざす姿の達成)に向けて、さらなる改善を求める。
С	課題解決(めざす姿の達成)につながっておらず、不十分である。

#### ■「重点取組」に対する評価評語及び定義

評価評語	定義
A	取組の推進に最適な内容(手段)で、優れた実績があった。
В+	取組の推進に合致した内容(手段)で、効率的に実施されている。
В	取組の推進にほぼ合致した内容(手段)であるが、工夫の余地がある。
В —	取組の推進にほぼ合致した内容(手段)であるが、積極的な改善を求める。
С	取組の推進につながっておらず、内容(手段)を見直す必要がある。

※平成24年度は、取組の内容によって「課題」等の達成に対する寄与度に違いがあるため、計画の推進にあたって特に重要と思われる22の取組を審議会において選定し、「重点取組」として評価を行いました。

#### 1-6 5年間の総括評価について

#### (1) 評価方法について

平成26年度の所管課よる一次評価と総括評価(平成27年度の見込を含む5年間の評価)、 所管課へのヒアリング、平成23年度から平成25年度の実施状況等の結果、及び平成26 年度に実施した「板橋区男女平等に関する意識・実態調査」(以下、「意識・実態調査」と いう。)の結果に基づいて、19項目の「課題」、4つの「めざす姿」を評価しました。

### (2) 評価評語と定義

・「課題の評価」

「めざす姿」の達成を検証しつつ、主管課の自己評価の結果やヒアリング、過去 3年間の実施状況報告書の内容等を踏まえ、19の課題について評価を行います。

・「めざす姿の評価」「課題」ごとの評価を行ったうえで、4つの「めざす姿」の評価を行います。

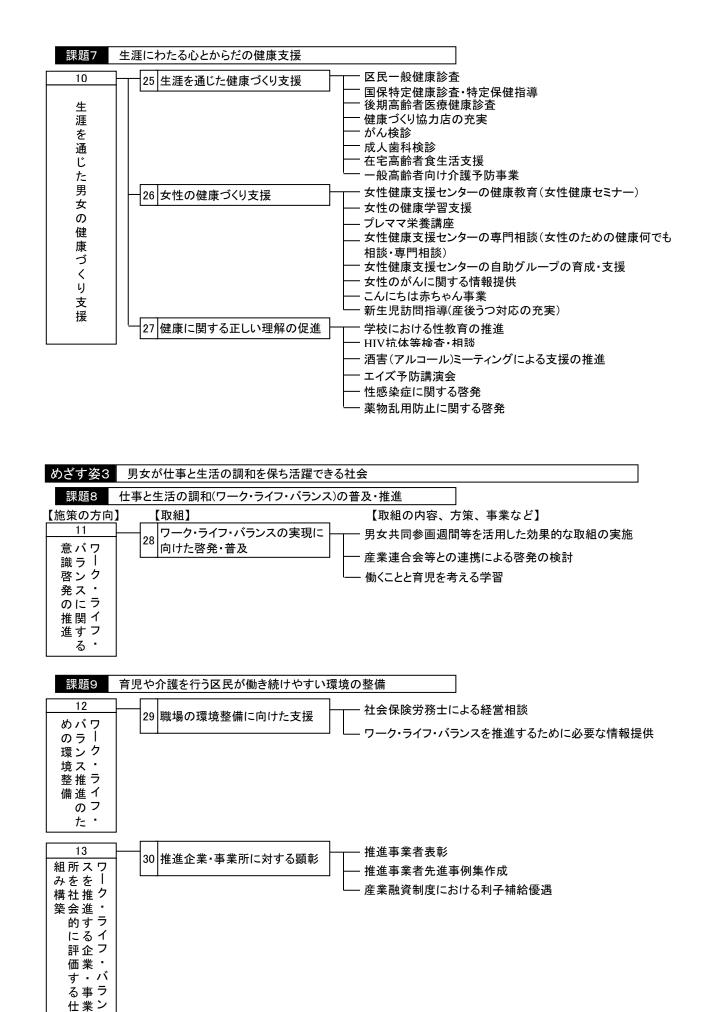
#### ■5年間総括評価における、「課題」・「めざす姿」に対する評価評語及び定義

1 1 41 = 41						
評価評語	定義					
A	課題解決(めざす姿の達成)に向けて良好である。					
B+	課題解決(めざす姿の達成)に向けて概ね良好であるが、さらなる拡充を求める。					
В	課題解決(めざす姿の達成)に向けてほぼ良好であるが、さらなる改善を求める。					
В —	課題解決(めざす姿の達成)に向けて、さらなる改善を求める。					
С	課題解決(めざす姿の達成)につながっておらず、不十分である。					

## 2. 第四次板橋区行動計画の体系

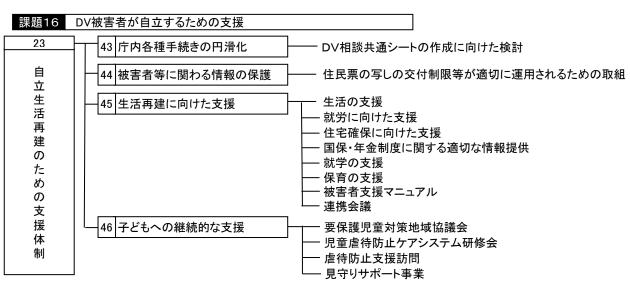


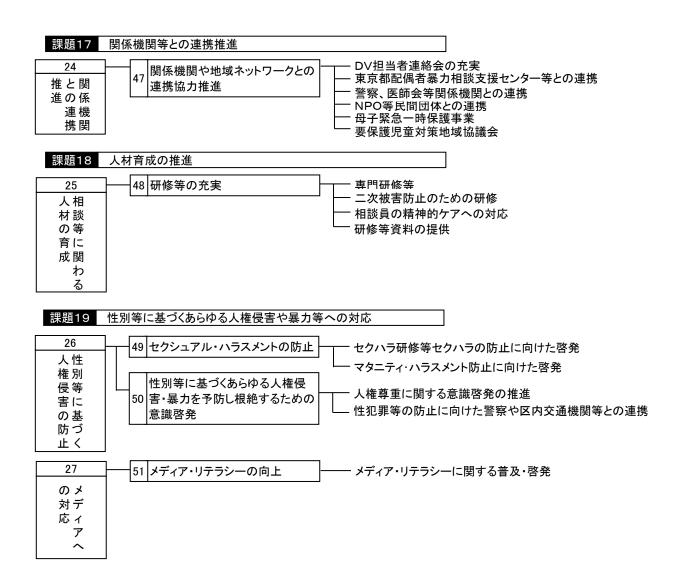
#### めざす姿2 生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会 働く場における男女平等参画の推進 課題4 【施策の方向】 【取組】 【取組の内容、方策、事業など】 6 女性の就業確保や男女雇用機会均等法等の遵守などに関する 14 企業・事業所への普及・啓発 進遇な男 ポジティブ・アクション推進に向けた普及・啓発 の機女 確会の 保と均 促待等 区内大学と協働で取り組むキャリア講座 7 若者の自立に向けた支援 15 就労に向けたノウハウやビジネススキルを身につける講座等の実施 支可多 16 女性の就職・再就職に向けた支援 就労支援セミナー 援能様 資格取得支援事業(能力開発支援) にな ・ハローワーク等との連携 す能 起業に向けた支援 る力 17 女性の起業に向けた支援 たの より実践的なスキームの検討 め発 起業支援セミナーの実施 の揮 産業団体等との連携による情報提供 を 18 就労に関する相談の充実 就労に関する相談やカウンセリングの充実 ・キャリアカウンセリング 課題5 さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり 8 19 自立へ向けた就労支援 再就職支援セミナー(福祉枠) ひとり親家庭自立支援訓練費助成事業 生ひ ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業 活と 障がい者就労援助の充実 でり 20 経済の安定に向けた支援 き親 児童扶養手当の支給 る家 児童育成手当の支給 環庭 母子福祉資金 境等 女性福祉資金 づが 母子生活支援施設 |21||生活の安定に向けた支援 く安 障がい者生活介護施設の整備 り心 障がい者地域自立生活支援相談・セミナー L 知的障がい者グループホームの整備促進 て ひとり親家庭ホームヘルプサービス 住宅情報ネットワーク 保証人等債務保証制度の紹介 福祉総合相談 総合相談 国際交流員・語学ボランティアによる通訳・翻訳 外国語版母子健康手帳の交付 課題6 高齢期に安心して生活できる環境づくり 9 シルバー人材センターの充実 22 高齢者の就労に向けた支援 アクティブシニア就業支援センター 生高 活齢 おとしより相談センター(地域包括支援センター)の拡充 23 生活サポート体制の充実 に者 福祉総合相談 向の - 住宅情報ネットワーク け安 居宅支援協議会の設立 た心 保証人等債務保証制度の紹介 支し 在宅高齢者食生活支援事業 援た 一般高齢者向け介護予防事業 - (仮称)シニア活動センターの開設 |24||地域社会への参画支援 - 世代間交流促進 – いこいの家活用促進 - ふれあい館活用促進 - グリーンカレッジ - シニア世代の社会参加に関する総合的な支援等の推進



#### 課題10 子育て・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実 31 保育サービスの整備 保育園の整備 認証保育所の整備 対 多 認定子ども園の設置 応様 ・板橋スマート保育の設置 しな 延長保育の拡充 たラ 家庭福祉員 子ィ 病後児保育 育フ 病児保育 てス ファミリー・サポート・センター事業 支タ 預かり保育 援イ 要支援児保育 ル 育児支援ヘルパー 1= ショートステイ トワイライトステイ 一時保育 児童館子育ちサポート 32 子どもの居場所整備 - 学童クラブでの児童受け入れ - ファミリー・サポート・センター事業 - 乳幼児専用ルーム「すくすくサロン」 ・地域子育て支援拠点事業「0・1・2ひろば」 子育てグループ支援「幼児ふれあいひろば、のびのびひろば」 - 母親教室 子育て支援者養成システム 子育て通信「すくすく」 · 子育て支援者グループの交流 ・地域子育て支援拠点事業「森のサロン」 板橋区版放課後対策事業「あいキッズ」推進 いきいき寺子屋プラン 15 33 子育てに関する相談の充実 育児相談の充実 相子 子どもなんでも相談 談育 すくすくサロン相談 支て 地域子育て支援拠点事業「O・1・2ひろば」 援に 地域子育て支援事業「森のサロン」 関 こんにちは赤ちゃん事業 す 新生児訪問指導(産後うつ対応の充実) る 離乳食訪問お助け隊事業 16 高齢者・障がい者とその家族を おとしより相談センター(地域包括支援センター)の拡充 認知症家族支援プログラム のすと高 支援する福祉サービスの充実 認知症高齢者援護事業 充るそ齢 実福の者 地域ボランティア養成事業 介護実習普及センター運営 祉家・ 高齢者虐待専門相談室運営 サ族障 | をが 障がい者相談支援体制の拡充 障がい者緊急保護施設の運営 ビ支い 障がい者自立生活支援事業介護セミナー ス援者 福祉総合相談 課題11 男女がともに家庭生活を担うための支援 17 男性の意識向上のための講座等の実施 35 意識啓発に向けた支援 ライフステージに応じた実践的な講座等の実施 担児て男 障がい者自立生活支援事業介護セミナー う・家女 た介事が ・ロールモデルの発掘・活用 め護・協 ・育児・介護休業制度の普及・啓発 の等育力 支を 課題12 男女がともに地域活動に参画するための支援 町会連合会主催講演会及び各支部主催研修費補助 18 36 地域活動への参画支援 ボランティア情報の提供 の地 NPOボランティア活動の活性化、協働推進 参域 町会、自治会への参加促進 画活 リサイクル推進員 促動 環境美化・リサイクル活動を行う組織への参加促進 進へ 防災活動を行う組織への参画支援 男女平等参画の視点を取り入れた避難所の整備

#### めざす姿4 男女の平等と人権が尊重される社会 課題13 女性に対するあらゆる暴力を許さない社会へ向けた啓発・教育 【施策の方向】 【取組】 【取組の内容、方策、事業など】 19 - DV防止関係資料による情報提供 37 女性に対する暴力防止に関する セミナー等の実施 啓止る女 いたばしパープルリボンプロジェクト等戦略的なPR実施 発に暴性 の向力に |38|学校等と進める予防教育 区立小中学校における人権教育の充実 推けの対 高校・大学と協働した予防教育の検討・実施 進た防す 課題14 DV被害者の立場に立った相談体制の構築 20 通報制度の周知 39 通報に関する情報の周知 く仕へ早 民生委員、医師会等関係機関との連携 り組向期 みけ発 づた見 21 多様な媒体を活用した相談窓口の周知 40 相談に関する情報の周知 化体D 配偶者暴力相談支援センター機 • 制 V DVに関する専門相談 充の相 能を果たす施設の設置 福祉事務所等との連携強化 実強談 「高齢者虐待防止窓口」、「障がい者虐待防止窓口」等との連携 課題15 緊急時における被害者の安全確保と適切な支援 42 緊急時の保護体制整備 22 都道府県配偶者暴力相談支援センターとの連携 ·母子緊急一時保護事業 の D - DV被害者保護 — V 警察との連携 時 被 保害 護者





## 3.5年間の総括評価と提言

#### 3-1 全体的な評価と提言

第四次板橋区行動計画の計画期間が平成27年度をもって満了するにあたり、5年間の男女平等 参画の歩みを振り返ってみますと、残念ながら、板橋区の男女平等参画に「大きな前進があった」 ということはできません。なぜなら、区民の男女平等に関する意識・実態調査の結果において、 5年前とあまり意識の変化が見られず、また、第四次行動計画の成果指標として掲げた目標値に ついても、区の審議会における女性委員比率のように達成できなかったものもあるからです。

しかしながら、所管課により違いはありますが、着実に歩みを進めていることを実感することもできました。5年間を総括したところ、男女平等参画の歩みに寄与していると認められる取組も多々ありました。例えば、区内5大学の大学祭における啓発活動や、区立小中学校における混合名簿の作成が100%達成できたこと、ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰の創設、配偶者暴力支援センター設置と関係各課の連携強化などが挙げられます。これらについては、まだまだ改善されるべき点や今後の課題は残されていますが、まずは一歩二歩と前に進んできています。また、その他の取組についても、それぞれ課題を抱えながらも、前進している様子が見られたものがあります。これら男女平等参画の進捗状況について、4つのめざす姿と19の課題ごとに評価と提言をまとめました。12ページ以降に掲載いたしましたので、各所管課におかれては、それぞれの評価・提言について確認し、各取組・各事業の現行動計画期間の振り返りを行い、今後の歩みに活かしていくことを期待します。

全般を通じての評価としては、所管課により温度差があることが課題として挙げられます。もちろん各所管課特有の事業目的があり、そのために日々努力していることはわかります。しかし、すべての所管課において男女平等参画の視点も配慮しながら事業に取り組んでいっていただきたいのです。ぜひ、職員一人ひとりが男女平等の推進や差別撤廃につながるような意識を持ちながら事業に取り組んでください。

また、区民への情報が十分に届いているかが疑問です。各所管課は広報やホームページ、チラシ等で周知しているとしていますが、区民へのアンケート結果を見ると、その効果は十分とは言い難いものがあります。特に意識啓発や制度の周知等については、区民に浸透しているとは言えないようです。多くの区民が手にとり、読んで、理解してくれるような工夫が必要です。また、事業所や企業に対する周知方法も検討の余地があると思われます。

男女平等参画社会実現のためには、審議会委員の女性委員比率の向上、ワーク・ライフ・バランスの推進、配偶者暴力被害者支援など一つの所管課の努力のみでは達成しえない課題が多く、このためには統括的な責任を担う組織、連携の取れた体制が不可欠です。残念ながら、男女社会参画課は条例の理念を実現する組織として戦略的・統括的な機能を果していないように思われます。今後は、推進体制の整備に力を注いでください。

最後に、本審議会から、第四次行動計画実施結果の総括を踏まえ、第五次行動計画に向けての 橋渡しとなるよう、特に以下の5点を提言します。これらは、年度ごとの「実施状況報告書」に おいて繰り返し確認できた内容であり、そこにはまだ大きな課題を抱えていることを見て取るこ とができるものです。次期計画においても、特に取組を強化し、改善をめざしていただきたいと 願っています。

第1に区職員の条例及び男女平等参画の理解度の低さです。

足元の普及・啓発なしに、区全体に対する男女平等参画社会の実現を図ることは至難の業です。 各所管課は今後、条例のみならず、男女共同参画社会基本法からさらに遡って、女子差別撤廃条 約の理念まで十分に理解するように努めてください。また、中心となる男女社会参画課は、より 一層の工夫を凝らし庁内の意識啓発を推進してください。

第2に男女混合名簿の意義についてです。

男女混合名簿について、全区立小中学校において100%実現されたという点は画期的な成果です。しかし、男女混合名簿の問題は、教育現場における合理的理由のない性差別を是正する取組であり、男女平等参画社会実現の取組の一環であることを踏まえて、今後とも、学校教育現場における男女平等を心がけて子どもたち一人ひとりを育てていく教育づくりを進めてください。

第3に審議会等の女性委員比率についてです。

板橋区は、男女平等参画の推進に多大な影響を与える審議会委員等の女性委員率を 40%にする という高い目標を掲げていますが、30%前後の頭打ち状態が続いています。

啓発だけにとどまらず、より積極的な登用を促進する仕組みの構築をめざし、抜本的対策を提 案し成果に結び付けていくよう取り組んでください。

第4にワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組についてです。

男女がともに仕事と家庭の両立できる社会環境の実現をめざし、一般事業主行動計画策定促進やワーク・ライフ・バランスの推進に向け、区内企業・事業所に対して実効性のある取組を提案し実行してください。個別企業や事業所・商店等に対するアプローチには、もう一段の工夫と努力が求められ、特に産業振興課を始めとする関係部局の働きかけが重要と思われます。

第5に全庁的な推進体制についてです。

所管課により取組についての温度差があり、連携不足が見受けられます。行動計画に実行性を もたせるためには、横断的な調整機能、実施状況について監視機能を備えた体制づくりが必要で す。

また、計画の進捗状況を的確に把握するため、具体的な成果指標を設定し、客観的なわかりや すい評価を行うよう努めてください。

#### 3-2 めざす姿・課題ごとの評価と提言

めざす姿1	総括評価
「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会	В

めざす姿1は、条例の第3条第3項第3号「男女が、社会の対等な構成員として、様々な分野における活動の方針決定の過程に参画する機会が確保されるとともに責任を担うこと」を施策の中核としています。この「参画」は単なる「参加」と異なり、立案の段階から政策等の意思決定過程の全てに男性と女性が対等に参加するという意義を有しています。家庭生活、職場、地域コミュニティ、区行政との協働等どの場面においても男女が平等に参画できることをめざしているものです。

条例の普及啓発活動は、様々な機会を捉え精力的に行われ、区内の大学等との連携等も着実に 実績を積み重ねてきています。小中学校においては、男女混合名簿作成が100%となりましたが、 形だけに終わらないよう留意し、男女平等の大切さを育むための配慮や取組を進める等、学校生 活において男女平等の実現に向けた生活指導の工夫をされるよう望みます。今後も、限られた予 算と人員等の厳しい制約条件があっても、毎年最も効果的かつ効率的な啓発活動を実施していく ことをめざして欲しいと考えます。男女共同参画意識形成における教育の重要性の理解を深め、 明確な計画のもと固定的役割分担意識にとらわれない教育を進めてください。

また、条例基本理念のひとつである「政策・方針決定過程における女性の参画機会の確保」については、40%という板橋区の高い目標に反して依然30%前後の頭打ち状態が続いています。板橋区が日本の状況(国際男女平等ランキング2014の「政治参加」は142カ国中129位)を先頭に立って打破するぐらい気概を持って突き進んでいただきたいと思います。

今後は、啓発だけにとどまらず、より積極的な女性の登用を促進する仕組みの構築をめざし、成果に結び付けていくように取り組んでください。女性リーダー育成に向けて、男女社会参画課が中心となり、女性の「参加」だけではなく女性の「参画」をめざした効果的な情報発信や事業実施などを工夫し、地域等の意思決定の場への「女性の参画」について積極的な働きかけが行われるよう期待しています。

平成26年度に実施した意識・実態調査結果における条例や男女平等推進センター(以下、「センター」という。)の認知度などを鑑みますと、めざす姿へと至る道程はいまだ半ばという印象を禁じ得ません。

区職員の調査結果においても、条例について「内容まで知っている」という回答が2割未満と、職員の条例理念に対する理解が進展していないことが明らかになりました。区民をリードする立場の職員の意識の高まりなしに、めざす姿の実現は至難と思われます。全職員が、より一層条例を理解するための方策に早急に取り組んでください。

課題 1	総括評価
行動に結びつく男女平等の意識づくり	В

男女平等の意識啓発については、成人式で条例のパンフレットを配布するなど効果ある取組を行っており、関係各課や大学との連携、また、区民まつりや男女平等フォーラム等における区民との協働などによっても着実に実績を積み重ねてきていると思います。今後は、普及・啓発のために、大学や町会・自治会、商店街連合会、産業連合会等関係機関との協働について、双方向的に展開する可能性をどのように構築するのかが課題であり、所管課においてより一層の工夫が必要だと考えます。比較的男女平等が保障されている教育機関を除き、他の領域は男女平等意識がなかなか浸透できないと考えられ、辛抱強く実績を積んでいく必要があります。

一方、平成26年度に実施した意識・実態調査結果では、条例の認知度が低く「内容まで知っている」「聞いたことはあるが内容は知らない」という回答を合わせても2割に満たず、本計画期間中(5年間)の目標値である50%の半分以下という結果でした。条例の基本理念は抽象的で分かりにくい点があるため、条例を分かり易く伝える工夫が必要です。幅広い区民に対し条例理念と理解の定着を進めるためには、分かり易い情報の発信や、さらなる周知方法の工夫などが必要であると感じます。条例に関する理解の促進と定着に向けて、庁内あげて早急に取り組んでください。

また、センターの認知度については、8割以上の区民が「知らない」と回答しており、男女平等参画推進の拠点としては認知度が低すぎるように思われます。センターが男女平等参画施策を推進していく拠点となるためには、意見交換や協働事業の実施等を通じ、登録団体等、男女平等参画を推進する区民や団体の育成支援を行うとともに、効果的な情報の発信や取組により、認知度を向上させ、裾野の拡大に努めていくことが必要です。

相談体制については、増加し続ける総合相談件数から、相談しやすい体制づくりが進んでいる ことがうかがえます。配偶者暴力相談支援センターと一体化した男女社会参画課ならではの実績 は高く評価できます。今後も一層の充実を図ってください。

課題2	総括評価
学校等における男女平等教育・学習の充実	B+

男女混合名簿については、全区立小・中学校において100%実現されるという著しい進展が見られて大変評価できますが、男女平等参画の観点から、クラス運営等において一層、男女の別なく平等に参画するような指導が望まれます。

意識・実態調査結果では、学校教育の場で男女の地位は平等になっていると感じる人の割合は58.6%と過半数を超えてはいますが、計画当初の目標値である68.1%を10ポイント近く下回っています。また、中学生を対象とした調査結果では、男女共学に通う約3割の生徒が学校生活の中で性別による対応の違いを感じています。これらを踏まえ、今後とも、何気なく行われている性別による区別や差別に注意し、男女平等意識の形成・向上に向けた取組に注力してください。

幼少期から学童期まで、各所管課において、男女平等の大切さを育むための配慮や取組が進め

られていますが、今後は、教師等が対応しやすいようなカリキュラム基準(男女平等や役割分担などの判断基準)を設定していくなど、新たな工夫も凝らしながら、引き続き児童等の意識向上に努め、子どもたちが固定的な性別役割にとらわれない価値観を身に付けられるように進めてください。

男女平等意識向上のための教員等の研修については、児童・生徒など一人ひとりを尊重した教育とするため、教職員や保育士が男女平等に対する正しい知識を身に付けることが肝要です。男女共同参画社会の形成における教育の果たす重要性について理解を深めるため、より明確な計画を立て、さらなる取組を進めていってください。

各所管課は、「いたばし学び支援プラン(板橋区教育振興推進計画)―平成21年度~27年度」 及び「次世代育成推進後期行動計画―平成22年度~27年度」など個別計画等において、体系的・ 計画的にその本務を遂行中であると思われますが、男女平等参画社会実現に向けても、意義ある 寄与を期待しています。

課題3	総括評価
政策・方針決定過程等における女性の参画促進	B-

課題3は、めざす姿1の中核というだけではなく、男女平等参画推進の一番の要諦とも言え、極めて重要です。男女平等参画社会実現のためには、様々な分野において女性の参画を進め、男女が対等な立場で、それぞれの意見や意思を公平・公正に表明し、責任を分かち合うことが求められています。女性は人口の半分、労働力人口の4割を占めており、政治、経済、社会など多くの分野の活動を担っている実情に鑑み、「政策・方針決定過程」にも男性のみならず女性が参画する機会を確保することが、極めて重要であるということをすべての区民・職員が十分に理解し、実践する必要があります。

第四次板橋区行動計画期間中の区の審議会委員等の女性参画率については、男女社会参画課と 総務課が共同で通知を行うなどの工夫は行っていますが、審議会委員等の女性の比率は微増とい う状況に留まり、結果的には参画率向上にはつながっていません。目標達成に向けては、条例第 9条を遵守し、クオータ制や積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を講じる必要がありま す。また、区としても啓発だけにとどまらず、区役所全体でより積極的な登用を促進する仕組み の構築などを行っていくことを望みます。

一方、「いたばしタウンモニター」や「区民と区長との懇談会」といった区政参加・意見反映 の機会においては、参加者の男女比について概ね目標を達成しています。しかしながら、参画型 の区民モニターの意見が区の施策や行政に着実に反映していく仕組みが確立しない限り「参加」 であっても「参画」とは言えません。いわゆる不満のガス抜き効果に留まることのないよう、今後も参画の機会拡充を図り、区民の声が区政に活かされるよう努めてください。

女性リーダー育成と活用に向けては、各所管課で意識啓発に向けた取組を進めていますが、町会・自治会や商店街連合会、産業連合会における女性参画については、会長や役員・理事等への登用がまだまだ進んでいないようです。これら関係機関における女性参画の推進は、内発的な変

化を待つだけでなく、行政の積極的な働きかけを期待します。

総括評価

B+

性別・年齢等に関わらず、その能力を遺憾なく発揮できる社会をめざし、各所管課では就労や社会参画等に向けた支援や相談を実施しています。しかし、平成26年に実施した意識・実態調査では、職場で男女の地位は平等になっていると感じる人の割合は19.7%と、目標値である50%を大きく下まわっていることから、職場の環境整備が不十分であることがうかがえます。女性の活躍が叫ばれる中、女性の就労について、雇用機会や待遇など改善について、より積極的な取組が必要です。

企業や事業所への普及・啓発を効果的に行うためには、産業振興課と男女社会参画課との連携が必要不可欠ですが、それが十分でなかったことも要因の一つであると考えます。中小零細企業や商店など経営環境が厳しく余裕のない中で、産業振興課が、事業主に対し男女平等参画の推進に向け個別的・具体的にアプローチをすることは容易でないと推測します。しかしながら、職場における男女平等参画推進にとって事業主等の意識が大きく作用するため、関係各課が連携を取り合いながら、努力と工夫を続けていくことが必要です。

また、女性の起業に向けての支援や、就職・再就職に向けての活動が活発にされている点は評価できますが、その受け皿となる企業・事業所等への働きかけが希薄であり、これも連携・協働により推進すべき課題であると考えます。

ひとり親家庭の自立に向けた就労支援や経済の安定に向けた支援や高齢期の生活の安定に向けた支援については、一定の取組ができており評価できます。今後とも、個別事情に配慮しながら、 男女平等の視点に立った取組が進められることを望みます。

「生涯にわたる心と体の健康支援」は区民からの信頼度が高い項目です。平成25年度に実施した板橋区区民意識意向調査においては、健康づくりに取り組みやすいと感じる区民は35.8%で、目標値の56%には及ばないものの、4年前に比べ5.7ポイント上昇していることから、健康づくりに向けた啓発・支援は順調に進められていると思われます。

今後は言葉の認知度が低い「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」について、言葉の認知度を高めるとともに、その内容が正確に理解されるよう健康教育等について充実が望まれます。

課題4	総括評価
働く場における男女平等参画の推進	В

男女雇用均等法の制定・改正や女子差別撤廃条約批准により、法制度的には女性の就業に関する機会均等と待遇は飛躍的に改善されてきたにもかかわらず、職場環境は旧態依然としたままという実態が見られます。区では各種セミナー等の女性の就労支援に向けた取組を精力的に実施していますが、就労促進には企業・事業所等への働きかけが重要です。

普及・啓発を行うことは一つの有効な手段であり、男女社会参画課によるパンフレットの配布やセミナーの開催などを通した普及・啓発も一定の評価はできますが、やはり、職場における男女平等参画の推進には、何らかの方法で、事業主を直接説得し、メリットを提示していくことも必要です。就労において、長年不利益を被ってきた女性へのアファーマティブ・アクションは必要であり、一概に逆差別とは言えません。

また、産業振興課をはじめとする関係部局との連携について、必ずしも十分に図られているとは言えません。今後は、産業振興課と男女社会参画課が十分な連携を図り、その果たすべき役割の重要性に鑑みて、普及・啓発や各種支援に関してより一層の努力と工夫を行ってください。

起業セミナーについても、追跡調査を行い、現状を把握するとともに起業へ結びつくような堅実な支援が必要です。引き続き、参加者の満足度が高く、人脈づくり・交流が活発であるといった効果も生じるような取組を展開するとともに、事業主への働きかけについては、より積極的な姿勢で臨まれることを期待します。

課題 5	総括評価
さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり	B+

貧困など生活上の困難が幅広い層へ広がりを見せる中、ほとんどの年齢層において男性より女性の相対貧困率が高いということから、様々な取組が行われてきました。経済の安定や生活の安定に向けた支援については、必ずしも区独自の施策とは限らないため、その取組には一定の限界があるとは思いますが、今後も、利用者の視点に立った分かりやすい説明など、ひとり親家庭や外国人等それぞれの特性を踏まえたアプローチを期待します。

父子家庭を含むひとり親家庭の自立支援プログラム等、自立に向けた就労支援については、板橋福祉事務所の取組姿勢も含め評価できますが、より成果を上げていくためにはPDCAの考えと取組が求められます。また、障がい者支援についても自立に向け今後のさらなる展開を望むところです。

外国人への支援対策については、外国語版母子健康手帳の交付など、多文化共生の観点からも 大変重要な取組であり評価できます。

しかし、一方で、「再就職支援セミナー」の福祉枠における男女社会参画課と福祉事務所との 連携方法や、母子福祉資金等の貸付援助における柔軟で弾力的な返済方法の検討などの課題も 残っています。様々な困難を抱える区民に対し支援を行うに当たり、引き続き、人道的な方向で の改善やより適切な支援へ向けての拡充を望みます。

課題6	総括評価
高齢期に安心して生活できる環境づくり	B+

高齢者の就労に向けた支援、生活サポート体制の充実、地域社会への参画支援といういずれの施策に関しても、概ね順調に取り組まれており、一定の評価ができますが、これらの取組が男女平等参画の視点をどう取り入れているのか、どのような成果を上げているのかが必ずしも明確ではありません。

今後も、高齢者の増加が見込まれる中、女性が男性より長寿であることから女性は高齢者人口に占める割合が高く、高齢者施策の影響を受けやすいという実情も勘案して、男女平等参画の視点に立ち、一層の充実に努めていくことが必要です。

高齢者の就労に向けた支援は引き続きニーズに合った求人開拓への努力継続を、相談支援では、 多岐にわたるセンシィティブな対応を今後も心がけていくことを求めます。世代間のつながりが 弱く孤立しがちな高齢者と子どもとのふれあい事業も双方にとって相乗効果をもたらすことが期 待されます。

今後は、それぞれの施策を充実することに加えて、男女平等参画の視点から成果が見えるような取組を工夫されることを期待します。

課題 7	総括評価
生涯にわたる心とからだの健康支援	Α

男女が互いの身体的差異の特徴を十分に理解しあい、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女平等参画社会の形成にあたっての前提です。男女を問わず、すべての区民が生涯を通じ健康に過ごせるよう、様々な取組や健康に関する正しい理解の促進が計画的に行われることは、基本的人権に関わる重要な支援であり、今後も堅実な事業展開を期待します。

女性の健康づくりの拠点である「女性健康支援センター」においては、女性の生涯を通じた健康づくりについて啓発・支援が順調に行われています。女性のライフステージに応じた健康教育の充実は、重要なテーマであり、今後も、一層、積極的に取り組んでいくことが望まれます。特に、女性の健康について国際的に議論の中心となっているにもかかわらず区民の言葉の認知度が低い「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の視点を大切にした健康教育等が充実されるよう期待します。

また、関係各課の協力のもと、児童・思春期の子どもたちに対しては、「いのち」について考えさせる性教育・生命尊重に関する教育を推進していくことを望みます。

総括評価

B+

男女がともに仕事と家庭生活、地域社会への参画等を両立できる社会環境の実現をめざし、各 所管課では、啓発・普及や施設やサービスの充実、相談支援など多様な事業を展開しています。

女性活用の促進にはまず、「女性が長く働き続けられるような環境を考えること」「女性が長く働き続けたいと思えるような環境を整えること」が必要です。しかしながら、その手段としてのワーク・ライフ・バランスについて、平成26年度に実施した意識・実態調査では、区民の約4割が「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」をともに優先したいと考えていますが、実際に3つの領域でバランスがとれた生活を送ることができているという人は1割程度にとどまり、約5割が仕事を優先していることが明らかになりました。

ワーク・ライフ・バランスの推進を図るために大きな役割を担う、企業・事業所へアプローチ するためには、男女社会参画課と産業振興課や産業連合会との連携を強化することが重要です。 個別事業の拡充だけではなく、関連事業との連携や情報共有など全体を通じた相互補完・相乗効 果を生む工夫を行うなど効果的に取組を進めてください。産業振興公社が実施している社会保険 労務士による経営相談においても、ワーク・ライフ・バランスの視点が活かされるよう、一層の 工夫と努力を求めます。

ワーク・ライフ・バランス推進企業・事業所に対する顕彰の取組については、「いたばしgood balance会社賞」の表彰式を産業振興課が主催する産業見本市会場で実施するなど、PRも含め着実に取組を進めてきています。引き続き、事業主へ向けた積極的なアプローチを望みます。

一方で、区は、区内企業・事業者全般について一般事業主行動計画策定の状況を把握していないようですが、平成26年度に実施した意識・実態調査結果からは、策定済み5.8%、現在策定中または策定予定11.6%と低い割合となっており、平成21年度に実施した同調査(策定済み5.1%、現在策定中または策定予定4.0%)と比較しても微増に留まっています。今後、区は可能な限り区内企業・事業所の策定状況を把握し、必要な支援・対応を行うことを望みます。

待機児解消に向けては、認可保育園に加え、スマート保育等保育施設の新規開設や定員増など受け入れ拡大に積極的に取り組む努力は評価できますが、現実には解消に至っていないことから、育児をしながら働くことを願う区民が働き続けやすい環境の整備に向け、より一層の努力と工夫を期待します。また、ファミリー・サポート・センター事業や預かり保育など保育に関わる事業についても個別事業としての充実を図るだけでなく、今後は、関連事業との連携や情報共有など、取組み全体を通じて相互補完や相乗効果を生むような工夫を期待します。

男女平等参画社会実現の大きな弊害の一つである、固定的役割分担意識の解消についても、長い間、啓発・普及等を続けてきているにもかかわらず、十分な成果につながっているとは言えません。一日あたりの家事・育児に携わる時間について、平成26年度実施の意識・実態調査結果では、男性が平日・休日ともに「30分未満」(平日43.7%、休日34.1%)が最も多くなっている一方で、女性は、平日は「3時間以上5時間未満(22.6%)」、休日は「2時間以上3時間未満(23.2%)」が最も多いなど、5年前の意識・実態調査結果と比べて区民の生活状況にあまり変化がないことがわかりました。

我が国の男性が家事労働に充てる時間がOECD加盟国中で最低レベルにあることからも、取組全体を通して参加者を増やすとともに、実践につながる内容や男性の意識改革を促すセミナー、ロールモデルの発掘・活用等により、効果的な事業となるようさらなる工夫を凝らすなど、今後とも、男女が協力して家庭生活を担う社会づくりに向けた取組を展開していくことが必要です。また、防災、環境・リサイクル、ボランティア活動など地域におけるあらゆる分野の団体運営や活動において、男女平等参画の視点を心がけながら取り組むことが望まれます。

女性が働き続けられない状況や、固定的役割分担意識の解消という点では、我が国の社会は先 進国の中でも立ち遅れているという実態があり、女性が長く働き続けられ、かつ、長く働き続け たいと思えるような環境整備に向けた取組が喫緊の課題です。

課題8	総括評価
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及・推進	B+

ワーク・ライフ・バランス等、職場の環境整備に先進的に取り組む推進事業者を表彰する「いたばし good balance会社賞」を創設したこと、さらに、開始から2年間で目標値を超える6社を認定できたことは大きな成果です。また、会社賞の募集に際して、男女社会参画課が、産業振興課や産業連合会や東京商工会議所など関係機関と広報活動を含めて連携するなど、新たな工夫により周知活動を実施し、成果を積み上げていることは評価できます。

しかしながら、平成26年度に実施した意識・実態調査(事業所編)の結果において「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という言葉の認知度は、20.3%(「内容まで知っている」)であり、前回調査時と比較すると10.1ポイント向上していますが、目標値50%以上の半分にも満たない状況でした。男女平等参画の推進を図るうえで重要な課題の一つであるワーク・ライフ・バランスの普及・推進について未だに十分な結果が得られていないということが明らかになりました。

区民を対象にしたセミナーについては、区民のニーズに応じた形で着実に開催していますが、 参加者が100人にも満たず、十分な啓発・普及ができているとは言えません。開催時間や実施方 法の工夫や、参加者意識の把握など、より参加者を増やす努力を行うことが必要です。

また、区民を対象にしたセミナーだけではその内容は導入にとどまり、区民の意識の向上には 寄与するものの、実態改善からはほど遠いため、区は、産業界(産業連合会、東京商工会議所) とともにより一層の改善策を協議・模索する努力が求められます。

ワーク・ライフ・バランスにも、若い世代=子育てと仕事、中年以降=介護と仕事といったように、年齢層によって課題に差が見られますが両者とも切実な問題です。あらゆる年齢層でワーク・ライフ・バランスが実現できるよう普及・啓発を進めてください。

課題9	総括評価
育児や介護を行う区民が働き続けやすい環境の整備	В

意識・実態調査(事業所編)の結果によると、ワーク・ライフ・バランスを推進するために重要と思われている行政の取組は「中小企業向けにノウハウや支援情報を提供すること」という回答が最も多く39.5%でした。このことからも、産業振興公社が実施している社会保険労務士による経営相談の中で、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行っていることは有効な取組ではあると言えます。しかしながら、経営相談は、前年度より相談件数は増えているものの、相談内容にワーク・ライフ・バランス推進を含め、男女平等参画という視点がどのくらい含まれているかが明確ではありません。本課題における「社会保険労務士による経営相談」は、単なる経営相談だけではなく、一般事業主行動計画を踏まえ、男性の休暇取得促進や働き方の見直し等、男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会の実現に向けた観点を含む相談であることを望みます。

推進企業・事業所に対する顕彰の取組については、「いたばしgood balance会社賞」の表彰式

を産業見本市会場で実施するなど、PRも含め着実に取組を進めていて評価できますが、推進策の一つである産業融資制度における利子補給優遇は、利用実績や成果などが必ずしも明らかではない等の課題も残りました。インセンティブは、企業への「動機づけ」のためにも必要な取組であることから、今後も、産業融資制度の利子補給ほか、新たな項目の追加も視野に、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業が増えるよう、工夫を凝らして事業展開を進めてください。区ホームページへの掲載などワーク・ライフ・バランスの推進に向けた情報提供等、情報発信のための基本的な取組も概ね行われていますが、区民に分かりやすく伝えるとともに、まず、実際に手に取り、見てもらうことが重要であるため、より効果的な情報提供のあり方について工夫・検討する必要があります。企業への「動機づけ」のための情報発信が、実際の「環境整備」につながるよう、関係課は関係機関との連携方法を模索し、より実効性のある取組としてください。

課題10	総括評価
子育て・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実	B+

保育サービスの整備については、「スマート保育」等認可保育所に加え、保育施設の新規開設や定員増など受け入れ拡大に積極的に取り組む努力が行われてきましたが、残念ながら待機児童の解消までには至っておらず、今後も一層の努力と工夫により、潜在ニーズにも柔軟に対応していくことが必要です。

子どもの居場所整備としては、「あいキッズ」や「いきいき寺子屋」事業といった放課後に子どもたちが安心して過ごせる居場所が提供されていて、子どもを安心して育てられる環境整備は着実に進められていると言えます。このような居場所は、家庭とは異なりますが、性別や年齢等に関わらず、互いを受け入れ、尊重し、温もりある共同体をつくるという共通目標を持って運営されるよう職員の体制も含め、今後とも、力を注いでいただくことを望みます。

また、ファミリー・サポート・センター事業は、子育て支援において「提供する方」と「受ける方」が共に「区民」であるといった「参画社会」の観点からも重要な取組と言えるため、より一層の充実を期待します。子育て支援においては、個別事業の充実だけでなく、関連事業との連携や情報共有などを図ることで、それぞれの取組が相互補完できたり、相乗効果を生んだりするような工夫が必要です。

高齢者や障がい者を地域全体で支え、家族を支援するサービスも様々な形で展開されていますが、高齢者・障がい者の生活の質の向上にとっては、介護の質の向上が重要です。今後も介護者の負担軽減に役立つ取組の充実をお願いします。

課題11	総括評価
男女がともに家庭生活を担うための支援	Α

固定的役割分担意識の解消に向けた意識啓発は、「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた 啓発・普及」と関連深い課題です。家事・育児・介護は女性の仕事だと思う潜在意識から抜けら れずにいる女性もいることから、男女平等参画社会の第一歩として、家庭生活において男女が平 等に生活の基本方針などの決定プロセスに参画することが必要です。

固定的役割分担意識の解消につながるセミナーの実施等、啓発・広報は全体を通して、概ね順調に進められており一定の評価ができます。しかしながら、セミナーやイベントに関しては、参加人数を重視するあまり、一般のイベントや祭りと変わりないものになってしまっては意味がないため、男女平等参画推進の視点を活かした、かつ、区民が楽しく参加できる取組の充実を期待します。

また、事業評価については、参加者アンケート結果に捉われず、セミナーやイベントのテーマや内容、参加人数や対象者は妥当であったか、セミナーやイベントが家庭協力につながったかなどの効果の分析が重要です。今後も、父親同士の交流も含めた男性の子育てについての講座など、より実効力のある方策を検討し実施してください。

さらに、特定の家族に負担が偏りがちである介護も含めて、今後とも、男女が協力して家庭生活を担う社会づくりに向けた取組の展開を望みます。

課題12	総括評価
男女がともに地域活動に参画するための支援	Α

「仕事と生活の調和」の中の「生活」は、家庭生活のみならず、地域生活も含む日常生活であり、さらに「参画」の真義から言えば、政策や方針決定に参画する「市民」としての社会的生活が最も重要であると考えます。

阪神・淡路大震災、新潟中越大震災、東日本大震災の反省を踏まえて、復興だけでなく、町会・自治会等身近な地域における防災対策においても、その企画立案から決定に至る全プロセスに必ず女性が参画できるよう、また、理想的には半数を女性が占めるよう改革されるべきです。このようなことから、防災リーダーの養成をはじめとする防災活動組織の参加について、女性の参加比率が約44%と高まっていることは評価できます。

また、ボランティア活動や町会・自治会への参加、リサイクル活動などに関する取組も、概ね順調に行われていると評価できますが、これらの活動についても、今後は、各団体・組織の中枢的役割を担う人材が女性からもより多く輩出されるよう、支援していくことが望まれます。また、地域社会においては、高齢化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加など様々な変化が生じていることから、男女平等参画に加えて若い世代の参加促進に向けた工夫も期待されます。

## めざす姿4 男女の平等と人権が尊重される社会

すべての人々がお互いの人権を尊重できる社会を実現するために、各所管課は支援すべき対象や個々の状況に応じた様々な取組を実施しています。「めざす姿4」では、特に「女性に対するあらゆる暴力が男女平等参画社会の妨げとなる。」という観点から、それに関連して課題13~18を板橋区におけるDV防止基本計画と位置づけ、DV被害者支援に取り組んでいます。

DVに関する「普及・啓発」事業においては、大学祭、区民まつりなど人が集まる場を活用し、若い世代や幅広い年代層への情報提供が行われていることや、関係者に対する実践的なセミナー等により地道な周知活動が進められていることは評価できます。

しかしながら、平成26年度実施の意識・実態調査において、DV被害を受けたことがあると答えた人に「相談の有無」を尋ねたところ、6割以上が「相談しなかった」と答えています。前回の意識・実態調査より約7ポイント減少し、区民の意識が醸成されていることがうかがえますが、依然として被害者が潜在していることは否めません。DV防止や被害者支援のための対策としては、家庭内でも暴力は犯罪であるという意識啓発が必要であるとの回答が最も多かったこともあり、今後一層の普及・啓発が必要です。

板橋区では、平成23年度に、区市町村直営では都内初の配偶者暴力相談支援センターを開設しました。以降、様々な経験を蓄積し、しっかりした体制も整えられつつあり、よりよい方向へ進んでいると確信しています。

また、DV被害者保護の関係機関ネットワークは、確実に機能しつつありますが、DV防止法の改正により、夫婦間だけでなく同居の交際相手からの暴力も含まれ、対応も困難さを増したことと思われます。また、男性の被害者も増えつつあり、新たな問題への対応と同時に、相談体制も被害者に寄り添った充実したものになることを期待します。

DVは親から子どもへと世代から世代へと悪循環する傾向が指摘されており、若年層に対する DVの予防啓発・教育は将来の加害者・被害者を出さないためにも重要なものと考えます。デートDVについて、中・高校生等若年層向けデートDV予防教育等の検討を進めてください。被害者支援策を講じるだけでなく、被害者にならない、加害者にならない「男女の平等と人権が尊重される社会」が実現されることを期待します。

一方、セクシュアル・ハラスメント対策等それ以外の人権侵害について、区の対応は十分とは 言えませんでした。セクシュアル・ハラスメントについては、センター情報紙や産業情報誌の活 用により、区民、職員、事業主への周知等に努めましたが事業主へのセクシュアル・ハラスメン ト防止の働きかけがまだ不十分であると感じられます。企業トップの考え方、経営方針一つで職 場風土が変わることが多いため、より一層の工夫と働きかけの強化を望みます。

中間期の見直しで加わったマタニティ・ハラスメント防止に向けた啓発についても具体的な取 組が見られず今後の課題であると思われます。

また、区では、メディアによる差別や人権侵害・暴力を助長する表現を自粛するよう普及・啓発活動に力を入れていますが、区の情報発信の担い手である職員に対しても、メディア・リテラシー向上をめざした取組を推進してください。

課題13	総括評価
女性に対するあらゆる暴力を許さない社会へ向けた啓発・教育	B+

「DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」ということを踏まえて、女性に対する暴力を許さない社会へ向け、若年層をも含めてDVとは何かという基本的な啓発から進めていく必要があります。

区内5つの大学の大学祭や区民まつりの場を活用し、女性に対する暴力根絶運動のシンボルであるパープルリボンをPRするなど、幅広い年代層への普及・啓発が行われていることは評価できます。

しかしながら、若年層への啓発について、都立高校でのDV防止出前講座が単発的なものであったことが惜しまれます。高校の場合、年間計画を立てる準備段階からの調整が必要です。継続的な情報提供や関係性の構築が望まれます。また、出前講座にこだわることなく、リーフレットの配布等による情報の発信など、出来る方法を検討していくことも必要です。

人権教育の充実を目的とし、予防対策課及び女性健康支援センターと共催で大東文化大学において出前授業を行ったことも評価できます。こちらも、大学の都合で平成26年度は中止されたとのことでしたが、新たな方法を模索していただきたいと考えます。

女性に対する暴力防止について、指導室における「学校等と進める予防教育」は、「学校等における男女平等教育・学習の充実」と共に年間授業計画内容の少なさが課題です。若年層に対するDVの予防啓発・教育は将来の加害者・被害者を出さないためにも重要です。例えば、恋愛とストーカー行為の連続性との決定的違いを生徒にとってわかりやすい切り口から教えるなど、予防教育に工夫をこらしていただくことを望みます。小・中学校の人権教育において「あらゆる暴力はやってはいけないこと、心を傷つけることも暴力」であるという基本的な考え方を徹底して教育し、各学年で、男女平等に関連した授業を最低年1回、実施されることを期待します。今後は、中・高校生等若年層向けデートDV予防教育等の検討も積極的に進めていただくよう求めます。

課題14	総括評価
DV被害者の立場に立った相談体制の構築	Α

意識・実態調査において、DVのいずれかの行為を受けたことがあるが相談しなかったと答えた人に理由を尋ねたところ、「だれ(どこ)に相談してよいのかわからなかった」と答えた人が4.3%でした。前回の意識・実態調査より2.9ポイント減少しているとはいえ、まだまだ周知を徹底していく必要があります。

通報に関する情報を含めて、様々な場所にパンフレットやカードを配布するなど周知に努めていますが、成果指標である「相談しなかった人の中で相談先が分からなかった人の割合」を0%にするには、現状の取組では不十分です。しかしながら、相談機関を区民に周知するために、都

との連携とともに、都営三田線の女性トイレに案内シールを貼付したことは、非常に効果的であると言えます。全ての取組に共通ではありますが、常に区民の目線で、より効果的なものに改良していっていただくことを望みます。

通報制度の周知について、支援者向けのDV被害者支援シートを、保育園や小・中学校等に配付するなど、DV相談の多い年代である保護者と接する機会の多い学校関係者や医療関係機関に対し、早期発見への意識を高める試みを実施したことは評価できます。今後は、緊急連絡先も知り得ている地域の民生委員との積極的な連携も是非お願いします。引き続き、様々な関係機関に協力を要請し、早期発見と対応に努めてください。

DV相談体制の充実に向けて、配偶者暴力相談支援センターは調整機能を発揮し、潜在化する DV被害者の早期発見に向けた仕組みづくり、相談者の状況に適した対応が可能となる体制の整 備を推進していくことを望みます。

課題15	総括評価
緊急時における被害者の安全確保と適切な支援	B+

緊急時には、配偶者暴力相談支援センターと福祉事務所の連携は円滑かつ着実に進めなければならず、綿密な連携体制を整えることが必要です。現状においても、関係課が連携を取り合いながら、速やかに被害者の個別の事情に配慮した適切な支援が行われています。福祉事務所との連携についても、定期的に婦人相談員会議を開催し、相談員相互の情報交換の機会を設ける等、着実に体制が整備されてきており評価できます。

また、区以外においても、警察・女性相談センター等関係機関との連携により被害者の安全・ 安心を最優先に、被害者の意向を尊重した支援が行われています。生命・生活の危機に関わる緊 急時の縦割り行政は、深刻な阻害要因であるため、引き続き、被害者の立場に立った支援に向け て、都配偶者暴力相談支援センターや福祉事務所等と一層の連携促進を期待します。

今後も、加害者の追跡が及ばないよう、DV被害者の安全確保のための取組をしっかりと継続してください。併せて、母子生活支援施設というハード面からの支援を行っている子ども政策課についても、子どもを含む緊急避難をされた方々が安心して保護期間を過ごせるよう、より一層の配慮を期待します。

課題16	総括評価
DV被害者が自立するための支援	Α

被害者支援に直接関わる所管の担当者による「DV担当者連絡会」を設置し、様々な課題解決に向けた検討が行われています。「庁内各種手続きの円滑化」に向けた連携では、平成25年度に、種々の手続きの流れがわかるよう工夫された共通シートを作成し、個人情報保護のリスクに十分配慮しながらも被害者が生活再建・自立するための各種手続き・支援が円滑に行われるよう新たな仕組みが打ち出されました。これは、被害者の視点に立った改善策として高く評価できます。DV被害者を中心に、その方の安全確保や生活再建に向けては各部署が連携を図り、総合的に支援する必要があるため、関係各課には、被害者の立場に立った支援の遂行を望みます。

被害者の生活再建に向けては、それぞれの所管課において、状況に応じた切れ目のない支援を行うことも必要です。産業振興課は、就労に向けた支援に関わることが期待される部署であり、被害者の就労については特別配慮すべきと考えます。住宅政策課からは、DVに関する他部署と連携しつつ、あらゆる住まい探しの支援を行っているとの報告があり、今後も、事業の堅実な継続を期待します。国保年金課は、住民異動届ができないDV被害者に対して、適切な措置を行い、国民健康保険証を発行しており、国民年金については、区に権限がないため、制度に関する情報提供を行っているとのことでありますが、DV被害者の心境を十分に考慮し、今後さらに被害者と寄り添うような形での情報提供を望みます。学務課は、DV被害者の児童・生徒について、その保護を最優先して就学の支援事務を行い、DV被害者の児童・生徒の教育を受ける権利が保障されるよう、引き続きプライバシー保護を最優先とした就学(転入学)事務と入学後の財政的支援としての就学援助制度の活用を進めていただきたいと思います。子ども家庭支援センターは、児童の虐待発見や児童の特性に即した、個人的、人格的対応に関して一層の努力を望みます。

各所管課では、被害者支援に向けて、適切な情報提供や手続きを行っているところですが、今後も配偶者暴力相談支援センターが中心となり、引き続き庁内で連携を図りながら、一人ひとりの状況に即した支援が行われることを期待します。

課題17	総括評価
関係機関との連携推進	B+

配偶者暴力相談支援センターを始めとした区の関係部署と関係機関との連携のもと、DV被害者の安全確保や地域における継続的な自立支援が行われています。しかしながら、DV被害者は、一人ひとり個性も生活歴・人生経験も異なる人物であり、被害状況も異なるため、安全確保、保護、生活再建のためのネットワークは臨機応変に機能しなければなりません。ネットワークが実態に即した実効性のあるものとなるよう関連部署には一層の協力・連携をお願いします。

子ども家庭支援センターが開催する要保護児童対策協議会の実務者会議は、個別ケースに対応 してきめ細かい支援を行っています。当事者が一堂に会することは、各々が個別ケースに参画・ 協力していくという共通意識が生まれ、連携強化にとって最善の方策と考えられます。

庁内の連携だけで対応できない点は、外部機関の協力が不可欠で、早急に準備体制を整える必要があります。医師会と、被害者の早期発見において連携が進められたことは評価できますが、今後は、NPO等民間団体との連携についても検討するなど、多様な関係機関による切れ目のない総合的な取組が実施できるよう、連携協力の推進を図ってください。

課題18	総括評価
人材育成の推進	B+

相談員は、年間を通して東京都の研修に参加し、専門的な知識や多様な状況に応じた適切な判断力等を高めており、概ね計画どおり実施されています。相談員の精神的ケアへの配慮も含め、専門的な分野については国・関係機関の研修を活用するとともに、被害者の二次被害防止の研修

等実践的なテーマについては、男女社会参画課が現場における対応に重点を置いた研修を実施するなど、計画的に相談員・職員の資質向上が図られています。引き続き、DVおよび児童虐待は深刻な問題であることを深く受け止めて真摯に研鑽されることを願いますが、併せて、職員の異動などに伴い、相談業務の質が落ちないよう教育プログラムを決めて実施するなど一層の質的向上を期待します。

今後も相談に関わる人材の資質向上に努めるとともに、増えつつある男性被害者への対応や被害者を支援する親族・友人への被害の可能性とその対応、交際相手からの暴力など新しい課題についての研修が必要と思われます。

課題19		総括評価
性別等に基づくあらゆる人権侵害や暴力への対応	5	B+

男女がともに互いの個性と人権を尊重しながら生きていける社会をつくるためには、DV以外にも、個人の尊厳を侵害するあらゆる人権侵害や暴力行為の撲滅をめざす必要があり、セクシュアル・ハラスメント等に対する意識啓発も重要です。

セクシュアル・ハラスメント防止については、センター情報紙や産業情報誌の活用により、区 民、職員、事業主へ予防・防止の啓発に努めていますが、企業トップの考え方、経営方針一つで 職場風土が変わることが多いことを勘案すると、より一層の工夫と働きかけの強化が望まれます。 雇用機会均等法においては、職場におけるセクシュアル・ハラスメント対策について、雇用管理 上必要な対策をとることが義務付けられている項目であるため、区としても積極的な姿勢で取り 組んでいただきたいと思います。また、中間期の見直しで加わったマタニティ・ハラスメント防 止に向けた啓発についても取組は十分とは言えないため、今後に期待します。

区では、メディアによる差別や人権侵害・暴力を助長する表現を自粛するよう、普及・啓発活動に力をいれてきました。センター情報誌で性犯罪被害の特集を組んだり、性別役割に関するイラストを用いたパネルを作成したりと、日常、無意識に行っている差別等に気づかせる工夫をするなど、取組は着実に前進していると思われますが、区の情報発信の担い手である職員に対しても、メディア・リテラシー向上をめざした取組を推進してください。

# 資料編

## ◇諮問書(写)

26 板 政 参 第 19 号 東京都板橋区男女平等参画審議会

東京都板橋区男女平等参画基本条例第23条第1項第2号に基づき、下記事項を諮問 します。

平成 26 年 4 月 21 日

東京都板橋区長 坂 本 健

記

#### 諮問事項

「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画 いたばしアクティブプラン」の実施結果に関する評価について

#### ◇東京都板橋区男女平等参画基本条例

平成15年3月6日東京都板橋区条例第8号

すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、 性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人 としての能力を発揮し、ともに住みよいまちをつく る男女平等参画社会の実現は、私たちの願いです。

しかし、社会における制度や慣行の中には、性別による固定的な役割分担など、男女の個人としての能力の発揮や活動の選択を制限するものがあり、これらの解消には、なお一層の努力が必要です。

板橋区では、人間性を尊重し、区民一人ひとりが 地域の問題解決に自ら主体的に参加し、連帯してい くことの中から生まれた地域からの発想を重視し、 すべての人が互いに理解し支えあい、ともに生きる まちづくりに取り組んでいます。

そのためにも、男女が、個人としての自己の意思 と責任によって選択した多様な生き方が尊重され、 子の養育、家族の介護などの家庭生活と、職場や地 域などにおける社会活動との両立ができ、様々な分 野での政策や方針の決定過程に参画できる板橋区を つくることが必要です。

ここに、男女があらゆる分野における活動にとも に参画し、利益を享受し、責任を担う男女平等参画 社会の実現を図るため、この条例を制定します。

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等参画社会の形成に関し、基本理念を定め、板橋区(以下「区」という。)、区民及び事業者・民間団体の責務を明らかにするとともに、協調と連携を図りながら男女平等参画社会の形成に関する施策(以下「男女平等参画施策」という。)を総合的かつ計画的に推進することにより、区民すべての人権が尊重され、性別による差別のない社会を築き、もって豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ る。
  - (1) 男女平等参画社会 男女が、性別にかかわりなく個人として尊重され、一人ひとりにその

個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、利益を享受し、責任を担う社会をいう。

- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野に おける活動に参画する機会についての男女間 の格差を改善するため、必要な範囲において、 男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的 に提供することをいう。
- (3) 区民 区の区域内(以下「区内」という。) に居住し、通勤し、通学し、又は区内で活動す るすべての個人をいう。
- (4) 事業者・民間団体 営利、非営利等の別に かかわらず、区内において事業・社会活動を行 うすべての個人、法人及び団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動 により当該言動を受けた個人の心身に苦痛を 与え、若しくは生活の環境を害すること又は性 的な言動を受けた個人の対応により当該個人 に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

- 第3条 男女平等参画社会を形成するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。
  - (1) 男女の個人としての人権が尊重され、性別 による差別的な取扱いを受けない社会を実現 すること。
  - (2) 男女平等参画社会の形成を阻害する社会制度や慣行が是正され、男女が性別にかかわらず、 その個性や能力を発揮する機会が確保される こと。
  - (3) 男女が、社会の対等な構成員として、様々な分野における活動の方針決定の過程に参画する機会が確保されるとともに責任を担うこと。
  - (4) 男女一人ひとりが、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、自己の意思と責任による多様な生き方の選択が尊重されること。
  - (5) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、 子の養育、家族の介護等の家庭生活と、職場、 地域等における社会活動を両立することがで きるように環境が整備されること。

(性別による権利侵害の禁止)

**第4条** 何人も、あらゆる場において、性別による 差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、配偶者間等男女間のあらゆる暴力行為 又は精神的に著しく苦痛を与える行為を行って はならない。

(区の責務)

- 第5条 区は、男女平等参画社会の形成を主要な政策として位置付け、基本理念にのっとり、男女平等参画施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。
- 2 区は、男女平等参画社会の形成を推進するため に、必要な体制を整備し、及び財政上の措置を講 じるものとする。

(区民の責務)

- 第6条 区民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、 学校、地域その他社会の様々な活動の場において、 男女平等参画社会の形成に向けて取り組むよう 努めるものとする。
- 2 区民は、区及び事業者・民間団体との連携を図 り、男女平等参画社会の形成を積極的に推進する ものとする。

(事業者・民間団体の責務)

- 第7条 事業者・民間団体は、基本理念にのっとり、 男女平等参画社会の形成についての理解と認識 を深め、事業・社会活動を行うに当たり、男女平 等参画を促進するものとする。
- 2 事業者・民間団体は、区及び区民との連携を図り、男女平等参画社会の形成を積極的に推進するものとする。

#### 第2章 基本的施策

(行動計画)

- 第8条 区長は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女平等参画社会実現のための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定し、公表しなければならない。
- 2 区長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ区民及び事業者・民間団体の意見、実態等を把握するために必要な措置を講じるとともに、第22条に規定する東京都板橋区男女平等参画審議会に諮問しなければならない。
- 3 区長は、行動計画の実施状況報告書を毎年1回 作成し、公表しなければならない。

(男女平等参画の促進)

第9条 区長は、男女平等参画を促進するため、区 の付属機関等の委員の男女構成について行動計

- 画に数値目標を定め、積極的改善措置を講じ、男 女間の均衡を図るものとする。
- 2 区長は、男女平等参画の促進に必要と認める場合、事業者・民間団体に対し、雇用の分野における男女の参画状況等について助言を行うことができる。

(調査、研究等)

第 10 条 区は、男女平等参画社会の形成に関し、 必要な調査、研究並びに情報の収集及び分析を行 うものとする。

(教育及び啓発の推進)

第11条 区は、男女平等参画社会の形成に関し、学校教育その他の教育及び啓発活動を通じて、区民及び事業者・民間団体の理解を深めるよう適切な措置を講じるものとする。

(普及広報)

第 12 条 区は、男女平等参画社会について、区民 及び事業者・民間団体の理解を促進するために必 要な普及広

報活動に努めるものとする。

(事業者・民間団体への支援)

第 13 条 区は、男女平等参画を推進する事業者・ 民間団体への支援に努めるものとする。

#### 第3章 推進体制

(男女平等参画推進本部の設置)

- 第 14 条 区は、区長を本部長とする男女平等参画 推進本部を設置する。
- 2 男女平等参画推進本部は、男女平等参画施策を 総合的に企画し、進行を管理し、及び実施結果を 評価し、並びに調整を行うものとする。

(男女平等推進センターの設置)

第 15 条 男女平等参画社会の形成に関し、区民活動の支援、相談、情報収集等の男女平等参画施策を推進する拠点施設として、東京都板橋区立男女平等推進センターを設置する。

#### 第4章 苦情処理

(苦情の申立て)

- 第 16 条 区民又は事業者・民間団体は、次に掲げる事項について、次条に規定する東京都板橋区男女平等参画苦情処理委員会に苦情の申立てをすることができる。
  - (1) 区が実施する施策のうち、男女平等参画社 会の形成に影響を及ぼすと認められる事項
  - (2) 男女平等参画社会の形成を阻害すると認め

られる事項

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については苦情の申立てをすることができない。
  - (1) 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項
  - (2) 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決若しくは 決定のあった事項
  - (3) 区議会で審議中又は審議が終了した事項
  - (4) この条例に基づく東京都板橋区男女平等参 画苦情処理委員会の判断に関する事項

(苦情処理委員会の設置)

第 17 条 前条第1項に規定する苦情の申立てを処理するために、東京都板橋区男女平等参画苦情処理委員会(以下「苦情処理委員会」という。)を設置する。

(苦情処理委員会の組織等)

- 第 18 条 苦情処理委員会は、男女平等参画社会の 形成に深い理解と識見を有する者のうちから区 長が委嘱する委員 3 人により組織する。
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただ し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす る。

(苦情処理委員会の職務等)

- 第 19 条 苦情処理委員会は、次に掲げる職務を公正、迅速かつ適切に行う。
  - (1) 第16条第1項第1号の規定に基づく苦情の申立てに係る施策を実施する機関に対して、説明を求め、関係書類等の閲覧又は写しの提出を求め、必要があると認めるときは、区長に対して是正その他の措置を講じるよう勧告すること。
  - (2) 第 16 条第1項第2号の規定に基づく苦情 の申立てに係る関係者に対して、必要に応じて 当該関係者の同意を得た上で、資料の提出若し くは説明を求め、又は当該関係者に助言若しく は是正の要望をするよう区長に要請すること。
  - (3) 苦情の申立ての処理状況について、毎年度 区長に報告すること。
- 2 区長は、前項第1号及び第2号の規定による苦情処理委員会からの勧告又は要請を受けたときは、その趣旨を尊重し、適切な措置を講じるものとする。
- 3 苦情処理委員会は、必要に応じ専門的な知識等 を有する者から助言を受けることができる。

(委員の守秘義務)

- 第20条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らして はならない。その職を退いた後も、同様とする。 (委員の解嘱)
- 第21条 区長は、委員が心身の故障で職務の遂行 に耐え得ないと認めるとき又は職務上の義務違 反その他委員としてふさわしくない行為がある と認めるときは、これを解嘱することができる。
- 2 委員は、前項の規定による場合のほか、その意 に反して解嘱されることはない。

#### 第5章 東京都板橋区男女平等参画審議会 (設置)

第22条 男女平等参画社会の形成を推進するため に、東京都板橋区男女平等参画審議会(以下「審 議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第23条 審議会は、次に掲げる事項について、区 長の諮問に応じ審議し、答申する。
  - (1) 行動計画の策定に関する基本的な考え方
  - (2) 行動計画の実施結果に関する評価
  - (3) その他男女平等参画社会の形成に関する重 要事項

(審議会の組織等)

第24条 審議会は、区長が委嘱する委員15人以内をもって組織し、男女いずれか一方の委員の数は、 委員総数の10分の6を超えないものとする。

(委員の任期)

第25条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。 ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間 とする。

#### 第6章 雑則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、板 橋区規則で定める。

付 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。 ただし、第 4 章の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

# ◇板橋区男女平等参画審議会審議経過

	年度(回)	開催年月日	審議内容
1	平成 26 年度 第 1 回	平成 26 年 4月 21 日	○諮問 ・「男女平等参画社会実現のための第五次板橋区行動計画 (仮称)の策定に関する基本的な考え方について」 ・「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画 いたばしアクティブプラン」の実施結果に関する評価について
2	第2回	平成 26 年 6 月 16, 17 日	○所管課ヒアリング ・計画策定に向けた課題の整理
3	第3回	平成 26 年 9月4日	<ul><li>○審議</li><li>・第五次行動計画策定に向けた課題整理</li><li>・意識・実態調査の中間報告</li></ul>
4	第4回	平成 26 年 11 月 25 日	<ul><li>○審議</li><li>・課題や重点テーマの抽出</li></ul>
5	第5回	平成 26 年 12 月 16 日	<ul><li>○審議</li><li>・課題や重点テーマから計画の目標(めざす姿)を検討</li></ul>
6	第6回	平成 27 年 1月 26, 29 日	<ul><li>○審議</li><li>・分科会に分かれて具体的な施策について検討</li><li>・体系案の取組にもれがないか検討</li><li>・めざす姿、課題の分け方の確認</li></ul>
7	第7回	平成 27 年 2月 24 日	<ul><li>○審議</li><li>・各分科会の審議結果を共有</li><li>・全委員で再度、めざす姿、課題、施策の見直し</li></ul>
8	第8回	平成 27 年 3月 24 日	<ul><li>○審議</li><li>・めざす姿、課題、施策の確定作業</li><li>・第五次行動計画の答申案について検討(前半部分)</li><li>・第四次行動計画の総括評価について検討(前半部分)</li></ul>
9	平成 27 年度 第 1 回	平成 27 年 4月 24日	<ul><li>○審議</li><li>・めざす姿、課題、施策の変更点を確認</li><li>・第五次行動計画の答申案について検討(後半部分)</li><li>・第四次行動計画の総括評価について検討(後半部分)</li></ul>
10	第2回	平成 27 年 5月 19, 20 日	<ul><li>○所管課ヒアリング</li><li>・総括評価、計画策定に向けたヒアリングを実施</li></ul>
11	第3回	平成 27 年 6月9日	<ul><li>○審議</li><li>・計画策定に関する基本的な考え方及び総括評価を検討</li></ul>
12	第4回	平成 27 年 7月 10 日	○審議 ・計画策定に関する基本的な考え方及び総括評価を検討
13	第5回	平成 27 年 8月3日	○答申 ・「男女平等参画社会実現のための第五次板橋区行動計画 (仮称)の策定に関する基本的な考え方について」 ・「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画 いたばしアクティブプラン」の実施結果に関する評価について

# ◇東京都板橋区男女平等参画審議会 委員名簿 (第6期)

任期: 平成 26 年 4 月 21 日~平成 28 年 4 月 20 日

	区分	氏 名	役 職 等	備考
1	学識経験者	亀田 温子	十文字学園女子大学人間生活学部教授	新任
2	学識経験者	大屋 幸恵	武蔵大学社会学部教授	第3期及び第4期 本審議会委員
3	学識経験者	吉田 正幸	(有)遊育代表取締役兼発行人 (株)保育システム研究所代表取締役	第4期及び第5期 本審議会委員
4	学識経験者	吉岡 譲治	弁護士 (板橋法曹会推薦 板橋法曹会代表幹事)	新任
5	団体推薦	平塚 幸雄	板橋区町会連合会副会長 (板橋区町会連合会推薦)	新任
6	団体推薦	石川 正男	民生・児童委員協議会仲町地区会長 (板橋区民生・児童委員協議会推薦)	新任
7	団体推薦	田中 由子	印象の輝き研究オフィス代表	新任
8	団体推薦	吉永 和恵	医師 (板橋区医師会推薦)	第5期 本審議会委員
9	団体推薦	遠藤 智子	(一社) 社会的包摂サポートセンター事務局 長	新任
10	団体推薦	藤江 敏郎 (26.4.21~ 27.3.31)	板橋区立志村第二中学校校長 (板橋区立中学校長会推薦)	新任
		坂詰 悦子 (27.4.1~ 28.4.20)	板橋区立上板橋第三中学校校長 (板橋区立中学校長会推薦)	新任
11	団体推薦	谷田 剛一	(株) タニタハウジングウェア 相談役 (いたばしグッドバランス会社賞受賞企業)	新任
12	公募	杉尾 綾乃		新任
13	公募	横山 あけみ		新任
14	公募	山野(禎浩		新任

## ◇所管課による評価一覧(平成23~27年度総括評価)

# めざす姿1 「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会

課題1: 行動に結びつく男女平等の意識づくり

施策の方向: (1)男女平等意識の普及・啓発

※平成27年4月に組織改正がありましたが、 平成26年3月末の組織名を用いています。

		( - / 00 - / 1 - 0 - 0 - 0 - 0 - 0 - 0 - 0 - 0 - 0 -					平成26年3月末の組織名を用いています。		
				総括評価(平成23~27年度)					
	取組	取組の内容、方策、事業など	取組 <i>の</i> 最終目標	寄与度	評量成度		所管課による評価理由		
1	板橋区男女平 等参画条例の 理念の理解と	①区民まつりや成人式等、多 くの区民が集まる場における 普及・啓発活動の展開 男女社会参画課	①地域への普及・啓発 の拡大を推進します。	B+	B+	B+	平成26年度に実施した男女平等に関する意 識・実態調査によれば、区民の本条例に対す る認知度や理解度は未だ低迷しています。今		
	定着	②年代や状況等に応じた効果 的な普及・啓発方法の工夫 <b>男女社会参画課</b>	②効果的な普及・啓発 を進めます。				後もより効果的な啓発方法の検討を進めます。		
2	実践につなが る地域の課題 解決支援	DV講座等、地域で課題を共有 し解決につなげる取組の実施 <b>男女社会参画</b> 課	地域の課題解決につな がる講座等を実施して いきます。	Α	Α	Α	例年実施している大学祭での若年層に対する 地道な啓発活動に加え、効果的な普及方法を 検討しながら事業を開催することができまし た。		
3	普及・啓発の	①メールマガジン、携帯サイト等多様な通信媒体の活用 男女社会参画課 ②ホームページや情報誌の見直し・充実 男女社会参画課 ③チラシ・パンフレット等の配方法の見直し 男女社会参画課 ④「男と社会参画課 ④「男性に関する暴力をなくす運動」期間等に戦略的なPRを実施男女社会参画課	①より幅広い年代へ向けた普及・啓発を進めます。 ②タイムリーで、報発した。 ②タイムリーで、報発した。 ③必要とする区民に情報が届くよう進めます。 ④多とで、報知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知	A	B+	B+	幅広い年代に向けて効果的に普及・啓発する ため、紙媒体による従来の情報発信の方法 と、電子的な最新の情報発信の方法のバラン スをとりつつ実施しました。		
4	商連、産連等	①大学との協働推進 男女社会参画課 ②商連、産連等との連携 男女社会参画課	①大学との共同講座等 の実施を進めます。 ②連携の強化を進めま す。	B+	B+	B+	従前の大学や産業連合会との関わり方から一歩進めることができました。今後は、他大学や町会連合会や商店街連合会とも効果的な協力体制の構築を進めていきます。		

#### 施策の方向: (2)男女平等推進センター スクエアー・I (あい)の機能充実・活性化

	· - · · - · -							
		①センターのあり方を検討す る体制づくり 男女社会参画課	①新たな体制で取組を 推進していきます。					
		②講座等の企画内容・実施方 法の見直し 男女社会参画課	②区民と共に活性化へつながる効果的な方法 や仕組みづくりを進めます。				「センターのあり方を検討する体制づくり」 には及びませんでしたが、事業実施において は、登録団体が主体となった「男女共同参画	
5	センター活性 化へ向けた取 組	③区民が交流・学習する場と しての機能充実 <b>男女社会参画課</b>	③区民と共に利用しや すいスペースづくりを 進め、交流機能を高め ます。		Α	Α	週間イベント」が平成26年度より新たにスタートするなど、協働による活性化は着実に進みました。また、講座等についても、他機関との連携や一部民間委託とすることで効果	
		④センター及び事業の周知・ 情報発信の充実 男女社会参画課	④区民と共に情報発信機能を高めセンターの認知度、利用率アップをめざします。				的・効率的に実施することができ、センター 活性化に向けた様々な取組を実施することが できました。	
		⑤女性健康支援センター等と の連携推進 男女社会参画課	⑤連携により啓発・普及や事業実施などを進めます。					
		①区民との協働による企画・ 事業等の実施 男女社会参画課	①区民との協働事業を 推進していきます。					
6	区民との協働 推進	②いたばし男女平等フォーラ ムの実施 男女社会参画課	②協働で男女平等参画 推進事業を実施してい きます。	Α	Α	Α	登録団体に属する経験豊富な方と、男女平等 参画事業に初めて参加する方を融合して、協 働事業を推進することができました。	
		③「センターだより」の発行 男女社会参画課	③広く普及・啓発を進 めるため情報誌を発行 します。					
7	男女平等推進 センター登録 団体への支援	男女平等推進センター登録団 体への支援 <b>男女社会参画課</b>	センター活性化につな がる取組を進めます。	Α	A	B+	活動支援拠点の一つとして機能したほか、連絡会等を通じて意見を汲み、協力体制を形成し、団体協力による事業も幅広く行えました。	

						総括評価(平成23~27年度)	
	取 組	取組の内容、方策、事業など	取組の 最終目標		評価達成度	総合	所管課による評価理由
		①専門相談の実施 男女社会参画課 ②相談方法・相談時間等の検	①専門の相談員による きめ細かな相談を実施 していきます。 ②区民が利用しやすい				主訴を整理し、緊急度や状況に合った必要支
8	相談体制の充 実	計・見直し男女社会参画課	自談体制を整備しま す。	Α	Α	Α	援が行えています。マニュアルの見直しを行 う等、継続的な組織運営の体制整備に努めま
			③必要とする区民に情報が届き、相談につながるよう効果的な周知を進めます。				した。

#### 課題2 : 学校等における男女平等教育・学習の充実

#### 施策の方向: (3)学校、幼稚園、保育園等における男女平等意識の形成

		①教材・カリキュラムの充実 指導室	①引き続き、教材・カ リキュラムの充実に努 めます。					
	生徒、児童、 園児等の男女 平等意識の向	②幼稚園教材・カリキュラム の充実 <b>指導室</b>	②引き続き、教材・カ リキュラムの充実に努 めます。				5年間の実績により、区立学校・園において、人権教育を通じた男女平等意識の向上が図られました。	
9		③東京都教育委員会人権尊重 教育推進校の申請 <b>指導室</b>	③男女平等教育を含む 人権教育を推進するた めに指定校による研究 を充実していきます。	A	A			
	<u></u>	④小・中学校での男女混合名 簿の推進 指導室	④男女平等意識の形成 に向け活用を推進しま す。					
		保育園教材・カリキュラムの 充実 <b>保育サービス課</b>	引き続き、教材・カリ キュラムの充実に努め ます。	А	A	A	男女平等の視点に配慮した教材の購入を行いました。また、子どもの接し方についても男女に偏りがなく行えるよう保育にあたることができました。	

#### 施策の方向: (4)教育に携わる者の男女平等意識の向上

		①教員研修の充実 指導室	①教員研修の充実を図ります。				
		②教育課程・校内研修体制の 充実 指導室	②各校における体制の 充実を図ります。	Α	Α	Α	5年間を通じて、人権教育研究協議会の参加率も向上し、全学校・園での人権教育全体計画及び年間指導計画における男女平等教育の
10	教職員等へ向 けた意識啓発 の促進	③幼児教育に関わる教員研修 の充実 指導室	③教員研修の充実を図 ります。				視点での取組が位置付けられました。
		保育士研修の充実 保育サービス課	保育士研修の充実を図ります。	Α	Α	Α	保育園職員向け講演会を通して、男女平等参 画の意識を向上することができました。
		幼児教育等に関わる職員研修 の充実 <b>子ども政策課</b>	幼児教育等に関わる職 員研修の充実を図りま す。	В	B+		毎年度、男女共同参画による子育ての視点で 研修を実施することにより、職員の意識向上 が図られました。

#### 課題3 : 政策・方針決定過程等における女性の参画促進

#### 施策の方向: (5)政策・方針決定過程等への女性の参画拡大

					-		· ·
		女性委員比率40%に向けた 積極的な取組 男女社会参画課	女性委員比率40%達 成をめざします。	В	В-	В-	女性委員比率40%の達成をめざして取り組みましたが、行動計画策定時とほぼ変わらない割合で推移しており、実効性のある工夫が必要です。
11	審議会等への女性の参画促進	女性委員比率40%に向けた 積極的な取組 総務課	女性委員比率40%達 成をめざします。	В	В-	В	女性委員比率増に向けた具体的な取組方法を 所管に周知することはできましたが、大幅な 比率向上には至りませんでした。本質的に目標を達成するためには、付属機関委員の推薦 母体の女性比率を向上させるなど、社会構造 の抜本的な改革が必要であると思われます。 なお、平成27年度の女性委員比率について は、平成27年6月に男女社会参画課が実施す る調査により確定します。
12	区民の区政参 加・意見反映 機会の充実	①いたばし・タウンモニター 制度 広聴広報課 ②区民と区長との懇談会 広聴広報課	①区民の区政参加と意見反映機会の充実に努めます。 ②区民の区政参加と意見反映機会の充実に努めます。	Α	B+	B+	参加者数及び男女比は、年度の事情により異なりますが、男女平等参画の観点を踏まえた事業の継続に努めています。

						総括評価(平成23~27年度)	
	取組	取組の内容、方策、事業など	取組 <i>の</i> 最終目標		評価達成度	総合	所管課による評価理由
		いたばしアイカレッジ等意識 改革・動機づけにつながる取 組 男女社会参画課	女性リーダーの育成を 推進します。	A	A	Λ	社会情勢や現状の課題などを踏まえながら、 女性がリーダーとして様々な分野へ積極的に 参画するために必要な実践的行動力の習得に つながる講座を実施することができました。
13	ナ性 II ーダー	町会連合会における女性参画 の推進 <b>地域振興課</b>	町会連合会における啓 発活動を推進します。	Α	Α	Α	女性部会や女性部研修など、町会連合会への 女性参画を推進する事業を行っており、多く の女性が参加しています。
	ショル C 伯用	①産業連合会における女性参画の推進 産業振興課 ②商店街連合会における女性 参画の推進 産業振興課	①産業連合会における 啓発活動を推進しま す。 ②商店街連合会におけ る啓発活動を推進しま す。	В	В-	В	産業連合会では、女性を理事や参与に登用、 商店街連合会では、女性役員の登用がありま す。商店街連合会では、女性部を設置してお り女性の活躍の場が増えています。

## めざす姿2 生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会

課題4: 働く場における男女平等参画の推進

施策の方向: (6)男女の均等な機会と待遇の確保促進

							総括評価(平成23~27年度)
	取組	取組の内容、方策、事業など	取組の 最終目標		評価達成度	総合	所管課による評価理由
		①女性の就業確保や男女雇用 機会均等法等の遵守などに関 する普及・啓発 男女社会参画課	①企業・事業所の意識 向上を進めます。		B+		企業担当者向けセミナーや、「いたばし good balance 会社賞」の実施を通して、企 業・事業所の意識向上に取り組むことができ
		②ポジティブ・アクション推 進に向けた普及・啓発 <b>男女社会参画</b> 課	②企業・事業所の意識 向上を進めます。				ました。
14	への普及・啓 発	①女性の就業確保や男女雇用機会均等法等の遵守などに関する普及・啓発 産業振興課 (公財)産業振興公社	①企業・事業所の意識 向上を進めます。	В	В	В	区内企業に対して直接アプローチする機会は 少ないですが、その少ない機会でも効果的に
		②ポジティブ・アクション推進に向けた普及・啓発 産業振興課 (公財)産業振興公社	②企業・事業所の意識 向上を進めます。				啓発できるよう、取組方法を工夫しました。

#### 施策の方向: (7)多様な能力の発揮を可能にするための支援

حارر	中の7回・	( / ) 多塚は肥川の光	年でり配にする/	_ 0.	) V)	×	1及
15	若者の自立に 向けた支援	区内大学と協働で取り組む キャリア講座の検討 男女社会参画課	大学との協働で若者の 自立につながる講座等 の実施を進めます。	B+	B+	B+	大学との関係作りを進めることはできました。来年度の若者向け講座実施に向けて関係 機関と調整しています。
		①就労に向けたノウハウやビジネススキルを身につける講座等の実施 男女社会参画課 ②ハローワーク等との連携 男女社会参画課	①就労に役立つ実践的な支援を進めます。 ②就労に関する新たな支援に取り組みます。	Α	Α	Α	しごとセンターやハローワークとの連携を強化し、参加者確保やニーズ把握につながる新規提案を盛り込んだ実施ができました。
16	女性の就職・ 再就職に向け た支援	①就職支援セミナー産業振興課	①就労支援セミナーに より就職・再就職に向 けた支援を行ないま す。				
		②ハローワーク等との連携 産業振興課	②ハローワークとの連携により就職・再就職に向けた支援を行ないます。	Α	Α	А	昨年に引き続き女性再就職支援セミナーを実施 し、参加人数が大幅増となった点、セミナー参加 者に占める女性の割合が増加している点から寄 与度・達成度ともにAとしました。
		③資格取得支援事業(能力開発支援) <b>產業振興課</b> (公財)產業振興公社	③資格取得支援講座に より就職・再就職に向 けた支援を行ないま す。				
	女性の起業に向けた支援	①起業に向けた支援 <b>産業振興課</b>	①起業に向けた支援を 行います。				
		②より実践的なスキームの検 討 産業振興課	②起業に向けた支援を 行います。	A	В	B+	セミナー参加者の多くが具体的な計画がな く、漠然と創業を志しているため、実際の起
17		③起業支援セミナーの実施 産業振興課	③起業に役立つ実践的 な支援を進めます。		D	D	業に結び付けるためにはさらに時間がかかる と思われます。
		④産業団体等との連携による 情報提供 産業振興課	④産業団体と共に女性 の起業に向けた支援を 行います。				
		起業支援セミナーの実施 <b>男女社会参画課</b>	起業に役立つ実践的な 支援を進めます。	Α	Α	Α	本事業をきっかけに具体的な起業相談を始める方もあり、女性の多様な働き方への後押しとして有効事業と考えます。
		就労に関する相談やカウンセ リングの充実 <b>男女社会参画課</b>	就労に関する相談等の 支援に取り組みます。	А	Α	А	女性の視点でとらえた就労相談を整備することで、就労への不安感の解消を図り、より個々の悩みに応じた相談の充実につながりました。
18	就労に関する 相談の充実	キャリア・カウンセリング <b>産業振興課</b>	キャリア・カウンセリ ングの充実に努めま す。	В+	В+	В+	男女1名ずつカウンセラーを配置し、カウンセラーから相談者に向けたコメントをチラシに掲載するなど相談しやすい環境を整え、相談者数も前年度より全体で11人(女性の利用者は9人)増加した点、特に女性の就職支援を謳った木曜(女性カウンセラー)の利用率が高かった(前年の1.1倍)点から寄与度・達成度とともにB+としました。

## 課題5 : さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり

施策の方向: (8)ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり

							総括評価(平成23~27年度)	
	取組	取組の内容、方策、事業など	取組の 最終目標	寄与	評価達成度	444	所管課による評価理由	
19	自立に向けた 就労支援	①ひとり親家庭自立支援訓練 費助成事業 福祉事務所 ②ひとり親自立支援プログラ ム策定事業 福祉事務所	①ひとり親家庭の母または父に対し、荒田 は知り、 有利な資格取得に向けた支援を行います。 ②ひとり親家庭の母又は父の就職に向け、ハローワークと連携して支援を行います。	в+	В+	В+	母子世帯のニーズに注視しながら、継続して 取組を行いました。	
		再就職支援セミナー (福祉枠) <b>男女社会参画課</b> 障がい者就労援助の充実	自立に向けた実践的な 支援を進めます。 障がい者の就労支援の	Α	В	В	推薦が上がらないことも多く、連続しての参加が難しいようで、自立に向けた支援策としての見直しが必要だと考えます。 男女平等参画の視点に配慮して事業を行った	
		障がい者福祉課	充実を図ります。	B+	Α	B+	結果、就職者数が年々増加しました。	
		①児童扶養手当の支給 子ども政策課 ②児童育成手当の支給	①ひとり親家庭等の経済の安定に向けた支援を行います。 ②ひとり親家庭等の経済の安定に向けた支援	Α	Α	Α	ひとり家庭等の支援策として、継続的に事業を実施しました。	
20	経済の安定に 向けた支援	子ども政策課 ①母子及び父子福祉資金 福祉部管理課	を行います。 ①母子家庭の経済的自立と安定した生活に向けた支援を行います。 ②女性の経済的自立と	A	В+	A	手当や資金貸付けにより経済的側面からの支援を行っています。また、法に基づく制度 等、独自の視点を持ちづらい場合があります	
_		②女性福祉資金 福祉部管理課	安定した生活に向けた 支援を行います。 ①母子家庭の母とその				が、引き続き男女平等の視点に立って、困難を抱える人々の支援を行っていきます。	
		①母子生活支援施設 子ども政策課 ②ひとり親家庭ホームヘルプ	児童の生活や自立に向 けた支援を行います。 ②ひとり親家庭の日常	B+	B+	B+	母子生活支援施設では継続的に母子支援を行い、またヘルパー派遣では要綱改正を経て、 必要な方に支援を行うことができました。	
		サービス <b>子ども政策課</b> ①障がい者生活介護施設の整 備	生活の安定に向けた支援を行います。 ①障がい者の生活の安定に向けた支援を行い					
		障がい者福祉課 ②障がい者地域自立生活支援 相談・セミナー 障がい者福祉課 障がい者福祉センター	ます。 ②障がい者の生活の安 定に向けた支援を行い ます。	B+	Α		性別・年齢に関係なく、様々な問題に対応できる相談体制を整備・維持することができました。セミナーもニーズの高いものを中心に実施しました。	
		③知的障がい者グループホームの整備促進 <b>障がい者福祉課</b>	③知的障がい者の生活 の安定に向けた支援を 行います。					
		①母子生活支援施設 福祉事務所 ②ひとり親家庭ホームヘルプ	①母子家庭の母とその 児童の生活や自立に向 けた支援を行います。	•				
21	生活の安定に 向けた支援	サービス福祉事務所	②サービス利用等に関わる支援を行います。 ③ひとり親家庭の支援	Α	Α	Α	母子家庭・ひとり親家庭の生活の安定に寄与しています。	
		③福祉総合相談 福祉事務所	施策の申込み等の窓口、生活保護の相談など生活の安定に向けた支援を行います。					
		①住宅情報ネットワーク 住宅政策課	①住宅情報ネットワークの充実を図り、部屋探しの一助として、住宅支援を進めます。	Α	Α	A	区の関係窓口及びホームページで制度周知を 図りました。また、宅建業者に対し、事業へ	
		②保証人等債務保証制度の紹介 住宅政策課	②制度の活用で、入居 を円滑に進めるための 支援を行います。 家庭や職場での悩みの				の協力を促しました。 様々な困難を抱える区民の支援充実を図るた	
		総合相談男女社会参画課	家庭や職場での悩みの 解決につながる支援を 行います。	Α	Α	Α	め、業務の委託化や電話番号の新設など状況 に応じた見直しを実施してきました。	
		国際交流員・語学ボランティアによる通訳・翻訳 文化・国際交流課 (公財)板橋区文化・国際交流 財団	支援を行います。	B+	B+	B+	通訳・翻訳事業を推進することで、日本語が十分でない区内在住外国人への行政サービスの充実につながり、「困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり」に寄与することができました。	
		外国語版母子健康手帳の交付 <b>健康推進課</b>	外国人の生活安定に向 けた支援を行います。	В+	В+	В+	健康福祉センター等の健診や育児相談時に使 用している様子が見られています。	

## 課題6: 高齢期に安心して生活できる環境づくり

## 施策の方向: (9)高齢者の安心した生活に向けた支援

							総括評価(平成23~27年度)
	取組	取組の内容、方策、事業など	取組 <i>の</i> 最終目標	寄与	評価達成度	総合	所管課による評価理由
22	高齢者の就労 に向けた支援	①シルバー人材センターの充 実 生きがい推進課 ②アクティブシニア就業支援	①高齢者の就労に向けた支援を進めます。	Α	B+	B+	就業、雇用環境の改善もあり、仕事に就きや すい環境になりつつあります。
		センター 生きがい推進課 おとしより相談センター(地	②高齢者の就労に向けた支援を進めます。				
		城包括支援センター)の拡充 おとしより保健福祉センター	設置数や機能を拡充します。	B+	А	Α	検討を継続して行ってきたことで、新設2か 所の準備ができました。
		福祉総合相談(再掲21) 福祉事務所	高齢者の生活をサポー トする相談等による支 援を行います。	Α	Α	Α	相談者の問題解決に寄与しています。
		①住宅情報ネットワーク(再 掲21) <b>住宅政策課</b>	①住宅情報ネットワークの充実を図り、高齢者の部屋探しの一助として、住宅支援を進めます。				
23	生活サポート 体制の充実	②居宅支援協議会の設立 【H25追加の取組】 <b>住宅政策課</b>	②住宅確保に向けた支援をより総合的に行います。	А	А	А	平成25年度から居住支援協議会を立ち上げ、 より一層の支援体制の充実を図りました。
		③保証人等債務保証制度の紹介(再掲21) 住宅政策課	③制度の活用で、高齢 者の入居を円滑に進め るための支援を行いま す。				
		①在宅高齢者食生活支援事業 健康推進課	①区内保健・福祉・医療施設栄養士との連携 による食生活支援を行います。				一般高齢者向け介護予防事業、半数以上は男
		②一般高齢者向け介護予防事 業 健康推進課	②元気なシニアに向けた食生活支援や閉じこもり予防を進めるなど 生活サポート体制の充実を図ります。	Α	Α	А	一般局齢者向け介護予防事業、半数以上は男性です。
		世代間交流促進 <b>子ども政策課</b>	子どもとのふれあいに より高齢者の孤独化を 防ぎ、地域社会への参 画を支援します。	В	B+	B+	毎年度事業を実施することにより、地域に定 着し、世代間の交流を促進しています。
		①(仮称)シニア活動セン ターの開設 <b>生きがい推進課</b>	①シニア世代の社会参加を支援するため、施設を開設します。				
	地域社会への	②いこいの家活用促進 生きがい推進課	②施設を活用した高齢者同士の交流支援や場の提供を行うことで、 地域社会への参画を支援します。				
24	地域性会への参画支援	③ふれあい館活用促進 生きがい推進課	③施設を活用した高齢者同士の交流支援や場の提供を行うことで、 地域社会への参画を支援します。	Α	B+	B+	各施設の整備や自主事業の充実を通じ、高齢者に生きがいづくりや、地域社会への参加支援を行うように努めました。講座については、新たなテーマを積極的に取り入れ、参加者の増加に取り組みました。
		④グリーンカレッジ 生きがい推進課	④高まる学習意欲に応え、地域活動への積極 的な参画支援を行います。				
		⑤シニア世代の社会参加に関する総合的な支援等の推進 生きがい推進課	⑤シニア世代の区民 に、積極的な社会参加 活動に向けた支援を行 います。				

## 課題7 : 生涯にわたる心とからだの健康支援

施策の方向: (10)生涯を通じた男女の健康づくり支援

							総括評価(平成23~27年度)
	取組	取組の内容、方策、事業など	取組 <i>の</i> 最終目標	寄	評量成度		所管課による評価理由
		①区民一般健康診査 健康推進課 ②国保特定健康診査・特定保	①生涯を通じた健康支 援を推進します。 ②生涯を通じた健康支				
		健指導 <b>健康推進課</b>	援を推進します。				
		③後期高齢者医療健康診査 健康推進課 ④健康づくり協力店の充実	③生涯を通じた健康支援を推進します。 ④「食」を通じた健康	•			
	生涯を通じた	健康推進課 ⑤がん検診	支援を推進します。 ⑤検診により早期発	,			各種健診等について、性差なく実施してお り、より多くの対象者に利用してもらえるよ
25	健康づくり支 援	健康推進課	見、早期治療による健 康保持を図ります。	Α	Α	Α	う、はり多くの対象者に利用してもられるよう、健診等の受診・利用勧奨の方法を検討し 実施しました。
		⑥成人歯科検診 <b>健康推進課</b>	⑥生涯を通じた健康支援を推進します。 ⑦区内保健・福祉・医				
		⑦在宅高齢者食生活支援(再 掲23) 健康推進課	療施設栄養士との連携 による食生活支援を行います。				
		<ul><li>⑧一般高齢者向け介護予防事業(再掲23)</li><li>健康推進課</li></ul>	⑧生涯を通じた健康支援を推進します。				
		①女性健康支援センターの健 康教育(女性健康セミナー) <b>健康推進課</b>	①女性特有の健康上の 課題について、正しい 知識と対処法を身につ ける講座を実施し、女 性健康支援を進めま す。				
		②女性の健康学習支援 健康推進課	②健康に関する情報提 供等を行ない、女性健 康支援づくり支援を推 進します。				
		③プレママ栄養講座 健康推進課	③実践的な栄養講座により「食」による健康 づくり支援を行います。	A			
26	女性の健康づ くり支援	④女性健康支援センターの専門相談(女性のための健康何でも相談・専門相談) 健康推進課	④生涯を通じてホルモンバランスが大きく変動することにより発生する女性の健康上の悩みに、専門相談による支援を進めます。		Α	Α	女性の健康についての啓発を積極的に取り組 むことができました。
		⑤女性健康支援センターの自 助グループの育成・支援 健康推進課	⑤自助グループの育成 と支援を進めます。				
		⑥女性のがんに関する情報提供 健康推進課	⑥子宮がん、乳がん検 診により早期発見、早 期治療による健康保持 を図ります。				
		⑦こんにちは赤ちゃん事業 健康推進課	⑦訪問により、親子の 心身の状況や養育環境 を把握し適切な支援を 行なうことで女性の健 康づくり支援を推進し ます。				
		⑧新生児訪問指導(産後うつ 対応の充実) 健康推進課	⑧産婦の産後うつ等へ の支援の充実を図り女 性の健康づくり支援を 推進します。				

							総括評価(平成23~27年度)
	取組	取組の内容、方策、事業など	取組 <i>の</i> 最終目標	寄与度	評量成度	総合	所管課による評価理由
27	健康に関する 正しい理解の 促進	①HIV抗体等検査・相談 予防対策課 ②酒害(アルコール)ミーティングによる支援の推進 予防対策課 ③エイズ予防講演会 予防対策課 ④性感染症に関する啓発 予防対策課	①健康に関するます。 ②問題を促進するます。 ②問題を促進者やルル理を受ける。 ②問題、アレい理を支援である。 ③エースズに促進し、まず、イズに関連し向るを受ける。 ④発を雇用を関すする。 ④発を雇用を発生に促進する。 ・性い、理解を発生がある。 ・性い、理解を発きを推進します。	Α	Α	Α	正しい知識の啓発のため、広く区民向けの 他、効果的な対象者に向けての啓発活動を実 施することができました。
		学校における性教育の推進 <b>指導室</b>	性教育の推進により、 思春期の男女のからだ の仕組み等について指 導を充実していきま す。	Α	Α		5年間を通じて、体育・保健体育での指導計画に基づき意図的・計画的な指導が行えました。
		薬物乱用防止に関する啓発 生活衛生課	薬物乱用防止に向けた 健康に関する正しい理 解を促進します。	A	A	A	中学生への薬物乱用防止推進の取組は東京都 薬物乱用防止推進板橋地区協議会に負うとこ ろが多いですが、同協議会事務局として協働 していることを評価しました。

#### めざす姿3 男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会

課題8 : 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及・推進

施策の方向: (11)ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進

						総括評価(平成23~27年度)	
	取組	取組の内容、方策、事業など 最終目標		寄与度	評価達成度	総合	所管課による評価理由
		0 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	①個人や企業等、幅広 い区民に向けた意識啓 発を進めます。	А	^		個人や企業担当者を対象として、幅広い区民 に向けた意識啓発を進めることができまし
28	フ・バランス の実現に向け	②産業連合会等との連携によ る啓発の検討 男女社会参画課	②産業団体等へ向けた 啓発を進めます。	А	А		に同けた意識合光を座めることができました。
	た啓発・普及	働くことと育児を考える学習 【H25追加の取組】 <b>生涯学習課</b>	学習を通じて、よりよ い働き方に向けた支援 を行います。	B+	B+		働くことと育児について、区民が気軽に語り合う場、区民の企画運営に話し合い学習をする場、その成果を共有する冊子等総合的な事業の展開ができました。

#### 課題9: 育児や介護を行う区民が働き続けやすい環境の整備

施策の方向: (12)ワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備

		ワーク・ライフ・バランスを 推進するために必要な情報提 供 男女社会参画課	職場の環境整備に向け た支援を推進していき ます。	A	B+	В+	個人や企業担当者に向けて情報提供することで、職場環境整備の支援を推進しました。
29	職場の環現整 備に向けた支 揺	①ワーク・ライフ・バランス を推進するために必要な情報 提供 産業振興課 (公財)産業振興公社	①職場の環境整備に向けた支援を推進していきます。	В	В	В	①②ともに広く周知に努めました。今後も引き続き周知に努めるとともに、より効果的な周知方法も検討していきます。 ②については10件の派遣依頼があり、社会保険労務士が各事業所の状況をうかがいながら
		②社会保険労務士による経営 相談 (公財)産業振興公社	②職場の環境整備に向けた支援を推進していきます。				関方領土が合事業別の状况をリがかいなから 具体的なアドバイスをし、区内事業所の職場 環境整備に寄与しました。

# 施策の方向: (13)ワーク・ライフ・バランスを推進する企業・事業所を社会的に評価する仕組み構築

		①推進事業者表彰 男女社会参画課	①推進に積極的に取り 組む企業・事業所へ向 けた支援を推進しま す。	A	A		推進に積極的に取り組む事業所を積極的に P R することで支援を推進することができまし
		②推進事業者先進事例集作成 <b>男女社会参画課</b>	②先進事業所の取組な どを広く P R し、推進 事業者を増やします。				た。
30		産業融資制度における利子補 給優遇 <b>産業振興課</b>	推進に積極的に取り組 む企業・事業所へ向け た支援を推進します。	В	В	В	区の産業融資を利用する際、利子補給の優遇加算を受けられるというインセンティブを与えることで、一般事業主行動計画やいたばしgood balance会社賞の意義を示せています。今年度はまだ利用がありませんが、受賞企業の少なさや計画策定は時間がかかることから、今後の申請に期待し寄与度はBとしました。また、産業融資制度における利子補給ありまた、融資利率が低廉であることとありませて借主の負担軽減に役立っている点から、総合もBとしました。

## 課題10:子育て・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実

施策の方向: (14) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援

							総括評価(平成23~27年度)
	取 組	取組の内容、方策、事業など	取組の		評価	i	
	以 組	収組の自分、万泉、事未なと	最終目標	与	達成度	総合	所管課による評価理由
		①保育園の整備 保育サービス課	①保育園整備の拡充により 子育て支援を推進します。				
		②認証保育所の整備 保育サービス課	②認証保育所整備の拡充に より子育て支援を推進しま す。				
		③認定こども園の設置 保育サービス課	③認定こども園の設置を検 討します。				
		④延長保育の拡充 保育サービス課	④順次延長保育の拡充を図 ります。				
		⑤家庭福祉員 保育サービス課	⑤保護者の子育てと就労の 両立及び健全な育成に向 け、家庭的保育者の拡充を 図ります。	Α	A	A	平成26年度においては、認可保育所及び小規 模保育所を整備することにより、予定してい
		⑥病後児保育 保育サービス課	⑥保護者の子育てと就労の 両立及び健全な育成に向 け、子育て支援を実施しま す。				た、保育サービス定員を達成しました。
		⑦病児保育 <b>保育サービス課</b>	⑦保護者の子育てと就労の 両立及び健全な育成に向 け、子育て支援を実施しま す。				
31	保育サービス の整備	8要支援児保育 保育サービス課	⑧発達上特別な配慮が必要 と思われる子どもへの支援 を進めます。				
		<ul><li>⑨一時保育</li><li>保育サービス課</li></ul>	⑨一時保育事業の拡大を進めます。				
		板橋スマート保育の設置 【H25追加の取組】 <b>子育ち戦略・待機児担当課</b>	追加待機児対策として0~ 2歳児を対象とした板橋スマート保育の拡充を検討します。	Α	Α	Α	平成26年度においては、認可保育所及び小規 模保育所を整備することにより、予定してい た、保育サービス定員を達成しました。
		①ファミリー・サポート・センター事業 子ども家庭支援センター	①仕事を継続しつつ、子ど もの健全な育成を推進する ために支援を実施します。				
		②育児支援ヘルパー 子ども家庭支援センター	②引き続き、多様なライフ に対応した子育て支援を実 施します。				利用者アンケートを継続的に実施し、各種事
		③ショートステイ <b>子ども家庭支援センター</b>	③保護者の疾病等や介護従 事など宿泊で子どもの養育 を必要とする際の支援を進 めます。	B+	B+	B+	業の内容を毎年見直しています。利用者も 年々増加しています。
		④トワイライトステイ 子ども家庭支援センター	④仕事や家族の疾病、介護 等により夜間の子どもの養 育を必要とする際の支援を 進めます。				
		預かり保育 <b>学務課</b>	預かり保育を実施し、子育 て支援を推進します。	В+	B+	B+	預かり保育は、私立幼稚園全園で実施しており、毎年利用者数が伸びています。

							総括評価(平成23~27年度)
	取組	取組の内容、方策、事業など	取組の 最終目標	寄	評価達4	総総	所管課による評価理由
				<b>夕</b>	成度	合	
		①板橋区版放課後対策事業 「あいキッズ」推進 学校地域連携担当課	①区立小学校全校であ いキッズを実施しま す。	B+	B+	B+	あいキッズ事業・いきいき寺子屋事業ともに 実施を推進し、毎年の一次評価・二次評価と
		②いきいき寺子屋の拡充 <b>学校地域連携担当課</b>	②いきいき寺子屋プランの充実を図ります。				もよい評価をされているため。
		①児童館子育ちサポート 子ども政策課	① (あいキッズ完全移 行により学童クラブ待 機児解消)				
		②学童クラブでの児童受入 子ども政策課	② (あいキッズ完全移 行により学童クラブ待 機児解消)				あいキッズが全校実施されることに伴い、児
		③乳幼児専用ルーム「すくすくサロン」 子ども政策課	③身近な地域で乳幼児 親子の交流の場づくり を行います。	В	B+	B+	童館は、乳幼児親子に対する支援に軸足を移 していきます。また、学童クラブ、子喜なせ
		<ul><li>④子育てグループ支援「幼児 ふれあいひろば、のびのびひ ろば」</li><li>子ども政策課</li></ul>	<ul><li>④親子の友達づくり等に向けてグループづくりを支援します。</li></ul>				に対したと評価します。平成27年度より その役割を終えました。
32	子どもの居場	⑤母親教室 子ども政策課	⑤母親教室の実施等に より保護者同士の交流 を深め、子育て支援を 行います。				
	所整備	①ファミリー・サポート・センター事業(再掲31) 子ども家庭支援センター	①保護者の残業、通院、地域活動等子どもの短時間保育に対応した子育で支援を実施します。				
		②地域子育て支援拠点事業 「0・1・2ひろば」 子ども家庭支援センター	②親同士の交流の場づ くりを行います。				
		③子育て支援者養成システム <b>子ども家庭支援センター</b>	③子育て支援者の活動 支援の充実を図りま す。	B+	B+	B+	男性の育児参加を推進するため、ひろば事業
		④子育て通信「すくすく」 子ども家庭支援センター	④公募編集委員及び協力員が協力して発行する情報誌の充実を図ります。	2		٥	でパパの日を実施しています。
		⑤子育て支援者グループの交 流 <b>子ども家庭支援センター</b>	⑤子育て支援サークル などの活動を支援し運 営能力の向上を図りま す。				
		⑥地域子育て支援拠点事業 「森のサロン」 子ども家庭支援センター	⑥利用者の順次拡大を めざします。				

#### 施策の方向: (15) 子育てに関する相談支援

							総括評価(平成23~27年度)
	取組	取組の内容、方策、事業など	取組 <i>の</i> 最終目標	寄与度	成	44	所管課による評価理由
		育児相談の充実 <b>保育サービス課</b>	子育でに関する相談の 充実を図ります。	B+	B+	B+	保護者が気軽に育児等について相談できる態勢を築き、核家族、少子化による子育ての孤立化を防止に努めることができました。 子育て家庭の育児不安と家庭生活における悩みを軽減することで、家庭生活と仕事の両立を促進につなげました。
		すくすくサロン相談 <b>子ども政策課</b>	身近な地域で子育てに 関する相談の充実を図 ります。	B+	B+	B+	すくすくサロン室の自由な利用の中で、育児 に関し気軽に相談できる窓口として、核家 族、少子化による子育ての孤立化を防止する 効果が見られました。
		<ul><li>①子どもなんでも相談</li><li>子ども家庭支援センター</li><li>②すくすくサロン相談</li><li>子ども家庭支援センター</li></ul>	①子育てに関する総合的な相談の充実を図ります。 ②すくすくサロン相談に統合します。				間口の広いひろばの相談や何でも相談から、 必要に応じ専門相談につなぎ、問題の早期発 見・解決に寄与しています。
33	子育でに関する相談の充実	③地域子育て支援拠点事業 「0・1・2ひろば」(再掲 32) 子ども家庭支援センター	③子育てに関する相談 の充実を図ります。	Α	B+	A	
		④地域子育て支援拠点事業 「森のサロン」(再掲32) 子ども家庭支援センター	④利用者の順次拡大を をめざします。				
		①こんにちは赤ちゃん事業 (再掲26) <b>健康推進課</b>	①訪問相談により親子 の心身の状況や養育環 境を把握し適切な支援 を行ないます。				周知方法の工夫により、専門職による訪問増
		②新生児訪問指導(産後うつ 対応の充実) (再掲26) 健康推進課	②訪問相談により産婦 の産後うつ等への支援 の充実を図ります。	B+	B+	B+	同ながない工人により、等門職による訪問項加に繋がり、より丁寧な訪問支援を行うことが出来ました。
		③離乳食訪問お助け隊事業 健康推進課	③訪問相談により離乳 食に悩みを抱える保護 者を支援します。				

#### 施策の方向: (16) 高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実

	①おとしより相談センター (地域包括支援センター)の 拡充(再掲23) おとしより保健福祉センター ②認知症家族支援プログラム おとしより保健福祉センター	①設置数や機能を拡充 します。 ②平成25年度と同規模 で事業を継続する予定				
	③認知症高齢者援護事業 おとしより保健福祉センター	です。 ③平成26年度までに計画数(累計)を達成する見込みのため、平成27年度以降は実施・計画について再検討していきます。	А	Α		各事業について、男女の区別なく参加しやす い日程や内容で実施しました。
い者とその家 族を支援する	④地域ボランティア養成事業 おとしより保健福祉センター ⑤介護実習普及センター運営 おとしより保健福祉センター ⑥高齢者虐待専門相談室運営 おとしより保健福祉センター	④平成25年度と同規模 で事業を継続します。 ⑤平成25年度と同規模 で事業を継続します。 ⑥引き続き、相談室を 運営し高齢者虐待に対				
	①障がい者相談支援体制の拡充 <b>障がい者福祉課</b> ②障がい者緊急保護施設の運営 <b>適</b>	応します。 ①障がい者相談支援体制の拡充をめざします。 ②障がい者緊急保護施設の充実を図ります。	A	A	Α	相談・セミナー・緊急保護の実施により介護 者の負担を軽減するとともに、男女平等参画 について普及啓発しました。
	②障がい者恒祉味 ③障がい者自立生活支援事業 介護セミナー <b>障がい者福祉課</b> 福祉総合相談(再掲21) 福祉事務所	③障がい者自立生活支援事業介護セミナーの充実を図ります。 生活の安定に向けた支援を行います。	A	A		相談者の問題解決に寄与しています。

#### 課題11: 男女がともに家庭生活を担うための支援

施策の方向: (17)男女が協力して家事・育児・介護等を担うための支援

							総括評価(平成23~27年度)	
		取組の内容、方策、事業など	取組の		評価			
	取組		最終目標	寄与度	達成度	総合	所管課による評価理由	
		①男性の意識向上のための講 座等の実施 男女社会参画課	①固定的役割分担意識 の解消等、男性の意識 向上を図ります。					
	意識啓発に向けた支援		②基礎知識や技術の習 得等、実践につながる 支援を進めます。	A	Δ		男女が協力して家庭生活を営むためには、男性側の固定的性別役割分担意識の解消が特に 重要であるため、男性を重点的な対象として	
35		③ロールモデルの発掘・活用 男女社会参画課	③若い世代を中心とし た幅広い年代へ向けた 啓発を推進します。	Λ	71		多種多様な講座等を実施することができました。	
		④育児・介護休業制度の普 及・啓発 男女社会参画課	④区民や企業等の意識 啓発を進めます。					
		障がい者自立生活支援事業介 護セミナー (再掲34) 障がい者福祉課	障がい者自立生活支援 事業介護セミナーの充 実を図ります。	Α	Α		セミナーを通じて介護に関する知識・理解を 深めてもらうことで、男女平等に対する意識 改革に寄与できました。	

#### 課題12: 男女がともに地域活動に参画するための支援

施策の方向: (18)地域活動への参画促進

تارب	× 02 73 1-3 .	(10) 20-30/1130 107 21					
		①町会連合会主催講演会及び 各支部主催研修費補助 地域振興課	①町会連合会主催講演 会や支部研修会により 地域活動への参加を推 進していきます。				
		②ボランティア情報の提供 地域振興課	②地域活動への参加に 向けた情報提供・啓発 等を進めます。	Α	Α		町会連合会の主催による研修会等により、男 女を問わず区民の地域活動への参加を推進し
		③NPOボランティア活動の 活性化、協働推進 地域振興課	③活動を希望する個人 や団体を支援し地域活動への参加を支援します。				ています。
36	地域活動への	④町会・自治会への参加促進 地域振興課	④参加を促進していき ます。				
30	参画支援	<ul><li>①リサイクル推進員</li><li>清掃リサイクル課</li></ul>	①参加を促進していき ます。				ごみ減量・リサイクルの推進に向けた普及啓
		②環境美化・リサイクル活動 を行う組織への参加促進 清掃リサイクル課	②参加を促進していきます。	Α	Α	Α	発事業をとおして、地域活動への参加を促進 することができました。
		防災活動を行う組織への参画 支援 <b>住民防災支援課</b>	各種防災活動に女性の 参画を推進し、男女双 方の視点による防災対 策の充実を図ります。	Α	A		男性のみならず、女性の視点にも意識した防 災講習を実施することができ、防災対策の更 なる充実を図ることができました。
		男女平等参画の視点を取り入れた避難所の整備 【H25追加の取組】 <b>防災計画推進課</b>	男女がともに参画でき るよう推進します。	A	A	A	東日本大震災時の避難所運営の教訓に基づ き、女性に配慮した備蓄最適化計画の策定と それに基づく備蓄物資の購入、避難所運営マ ニュアルの策定等を実施しました。

#### めざす姿4 男女の平等と人権が尊重される社会

課題13: 女性に対するあらゆる暴力を許さない社会へ向けた啓発・教育

施策の方向: (19)女性に対する暴力の防止に向けた啓発の推進

							総括評価(平成23~27年度)	
	取組	取組の内容、方策、事業など	取組 <i>の</i> 最終目標		評量成度	総合	所管課による評価理由	
	+ N+1 > ++ -+ Z	①DV防止関係資料による情報 提供 男女社会参画課	①女性に対する暴力の 防止に向けた普及啓発 を引き続き推進しま す。				相談窓口の周知や知識の醸成、防止啓発に努め、時期や場所、対象者に合わせた周知の仕 方を考え、取り組みました。	
37	女性に対する 暴力防止に関 する普及・啓 発	②セミナー等の実施 男女社会参画課	②女性に対する暴力の 防止や被害者支援に向 けた啓発を引き続き推 進します。	A	A			
		③いたばしパープルリボンプロジェクト等戦略的なPR実施 男女社会参画課	③区民との協働により 幅広い啓発活動を推進 していきます。					
38		区立小中学校における人権教 育の充実 <b>指導室</b>	人権教育の充実を進め ます。	Α	Α	Α	5年間を通じて、体育・保健体育での指導計画に基づき意図的・計画的な指導が行えました。	
50	る予防教育	高校・大学と協働した予防教育の検討・実施 男女社会参画課	計画的に順次実施していきます。	B+	В	В	大学祭での啓発活動に加え、高校生等の若年 層に向けた啓発を学校側と協議し、継続的な 実施を進める必要があると考えます。	

#### 課題14: DV被害者の立場に立った相談体制の構築

施策の方向: (20)早期発見へ向けた仕組みづくり

通報に関する	:	①早期発見に向けた取 組を進めます。			区民や関係機関に広く周知を図り、早期発 見、早期防止を図るべく、今後も配布物や会
情報の周知	②民生委員、医師会等関係機 関との連携 <b>男女社会参画</b> 課	②早期発見に向けた連 携の強化を進めます。	Α	B+	え、十列的上を図る・、、っても配用を 議など、周知ツールを幅広く展開し、定着に つなげていきます。

#### 施策の方向: (21) DV相談体制の強化・充実

40	相談に関する 情報の周知	多様な媒体を活用した相談窓 口の周知 男女社会参画課	相談につながるよう広 報活動を行ないます。	Α	Α	Α	民生委員や東京都民政局など様々な機関と連携し、必要とする人に情報が届く工夫を実施してきました。
		DVに関する専門相談 福祉事務所	被害者の支援に向け連 携を進めます。	Α	Α	Α	DV被害者の救済に寄与しています。
	配偶者暴力相 談支援セン 引 ター機能を果 たす施設の設 置	①DVに関する専門相談 男女社会参画課	①相談を通じて被害者 への立場に立ったきめ 細やかな支援を行ない ます。			A .	中間の見直しにおいて、新たに「虐待」に係る関係課との連携強化を計画に位置付ける等、順次支援体制の拡充を進めました。
41		②福祉事務所等との連携強化 男女社会参画課	②配偶者暴力相談支援 センターとしての新た な業務の推進に向け、より一層連携を進めます。	А	Α		
		③「高齢者虐待防止窓口」、 「障がい者虐待防止窓口」等 との連携 【H25追加の取組】 男女社会参画課	③被害者の多様な状況 に対応できるよう相互 に連携を図り被害者支 援を進めます。				

#### 課題15: 緊急時における被害者の安全確保と適切な支援

施策の方向: (22) DV被害者の一時保護

							総括評価(平成23~27年度)	
	取組	取組の内容、方策、事業など	取組の 最終目標		評量成度	総合	所管課による評価理由	
		母子緊急一時保護事業 子ども政策課	緊急時等の被害者の安 全確保と支援に向け、 一時保護体制の充実を 図ります。	B+	B+	B+	一時保護により、利用者の安全確保と支援を 適切に行うことができました	
		①母子緊急一時保護事業 福祉事務所	①緊急時等の被害者の 安全確保と支援に向 け、一時保護体制の充 実を図ります。				DV被害者の救済に寄与しています。	
42	緊急時の保護 体制整備	②DV被害者保護 福祉事務所	②婦人相談員による緊 急時等の被害者支援充 実を図ります。	А	Α	Α		
	LL-191 TE MB	③警察との連携強化 福祉事務所	③緊急時等の被害者支援に向け一時保護体制 の充実を図ります。					
		④都道府県配偶者暴力相談支 援センターとの連携 福祉事務所	④緊急時等の被害者支 援に向け連携を促進し ます。					
		都道府県配偶者暴力相談支援 センターとの連携 <b>男女社会参画課</b>	被害者保護に向け連携を促進します。	А	A	A	都主催の会議へ区が出席するだけでなく、平成26年度には都センター担当者が区会議に出席し、情報提供や共有化を行う等、相互連携の拡大が進みました。	

## 課題16: DV被害者が自立するための支援

施策の方向: (23)自立生活再建のための支援体制

تارير	W 62 73 1.3 .						
43	庁内各種手続 きの円滑化	DV相談共通シートの作成に向 けた検討 <b>男女社会参画課</b>	庁内における手続き等 の効率化を進めます。	A	A	Α	従来、所管課ごとに対応していたDV被害者 支援について、庁内を横断する担当者会を立 ち上げ、課題の認識・共有化を図り「手続き シート」を作成したことで支援体制が向上し ました。
44	被害者等に関 わる情報の保 護	住民票の写しの交付制限等が 適切に運用されるための取組 <b>男女社会参画課</b>	関係所管課等に対し被 害者情報の管理徹底に 向けた働きかけを進め ます。	А	A	A	連絡会では、実際の事件や所管課の事務処理 上生じた案件等をタイムリーに取り上げ、業 務に見直しを図るなど業務の改善を進めまし た。
		①生活の支援 福祉事務所	①生活保護・他制度案 内等による経済的支援 を行います。	Α	А	А	DV被害者の救済に寄与しています。
		①就労に向けた支援 男女社会参画課	①生活再建に向け、就 労に役立つ実践的な支 援を進めます。				
		②被害者支援マニュアル 男女社会参画課	②被害者の生活再建に 役立つ情報提供の充実 を図ります。	Α	B+	B+	切れ目のない支援に向け、被害者への対応と 所管課による支援体制整備は、概ね順調に進 みましたが、就労に向けた支援に課題が残り ました。
		③連携会議 男女社会参画課	③代表者会議、実務者 会議、個別ケース検討 等、重層的な連携を進 めます。				
45	生活再建に向けた支援	就労に向けた支援 <b>産業振興課</b>	就労に向けた支援を行 います。	Α	Α	А	キャリア・カウンセリング及び女性再就職支援セミナーにおいて男女社会参画を進めるための工夫があった点、総じて事業参加者が増加した点から寄与度・達成度ともにAとしました。
		住宅確保に向けた支援 <b>住宅政策課</b>	住宅確保に向けた支援 を行います。	Α	Α	Α	福祉事務所や男女平等推進センターと情報交 換や連携をして支援をすることができまし。
		国保・年金制度による適切な 情報提供 <b>国保年金課</b>	国保・年金制度による 適切な情報提供を行い ます。	Α	Α	Α	プライバシー保護(他の区民に生活状況を知らせないなど)に配慮し、適切な情報提供に努めました。
		就学の支援 <b>学務課</b>	経済的理由により、就 学困難な児童・生徒の 保護者に就学に必要な 経費の補助を行いま す。	B+	В+	В+	区内に居住・施設等へ保護された母子について、プライバシーの保護を最優先し、児童・ 生徒について学校への就学(転入学)事務を 行い児童・生徒の就学の機会を確保しました。
		保育の支援 <b>保育サービス課</b>	被害者の子どもが保育 所等において適切な保 育を受けられるよう進 めます。	А	Α	Α	DV被害を受けた親やその児童に対し、関係機関との連携を推進し、家庭の状況に応じた支援を進めました。

							総括評価(平成23~27年度)
	取組	取組の内容、方策、事業など	取組 <i>の</i> 最終目標	寄与度	評量成度	総合	所管課による評価理由
		①要保護児童対策地域協議会 子ども家庭支援センター	①要保護児童及びその 保護者の適切な保護を 図ります。				
46	子どもへの継続的な支援	②児童虐待防止ケアシステム 研修会 <b>子ども家庭支援センター</b>	②虐待防止の早期発 見、対応、支援等、区 内関係機関と協働で取 り組むために職員向け 研修会を行います。	B+	А	Α	要保護児童対策地域協議会を活用し、地域の 中で生まれ育っていく子どもたちの継続的な 支援を実施しています
		③虐待防止支援訪問 子ども家庭支援センター	③児童虐待の予防的支援を行います。				
		④見守りサポート事業 子ども家庭支援センター	④虐待の未然・再発防 止に向け必要な家庭に 支援を行います。				

## 課題17: 関係機関等との連携推進

## 施策の方向: (24)関係機関等との連携推進

ne.	※ (ハノ) lej ·						
		①DV担当者連絡会の充実 男女社会参画課 ②東京都配偶者暴力相談支援	①庁内・関係機関等と 連携を図りながら対策 の推進や新たな課題の 検討を行います。 ②適切に保護が行われ				
		の東京都配属有暴力相談又後 センター等との連携 男女社会参画課	るよう相互に連携を図り、協力に努めます。				新たに関係機関連絡会構成員に児童相談所長 を加える等、様々な領域での具体的な連携が
		③警察、医師会等関係機関と の連携 男女社会参画課	③適切に保護が行われるよう相互に連携を図り、協力に努めます。	Α	B+	B+	進みましたが、民間団体との連携に工夫が必要です。
		④NPO等民間団体との連携 男女社会参画課	②被害者の多様な状況 に対応していくため に、民間団体との連携 を進め被害者支援を進 めます。				
	関係機関や地 域ネットワー クとの連携協 力推進	①東京都配偶者暴力相談支援 センター等との連携 福祉事務所	①連携を図り支援を充 実します。				DV被害者の救済に寄与しています。
47		②警察、医師会等関係機関と の連携 福祉事務所	②警察・関係団体等と の連携の拡充により被 害者の支援の充実を図 ります。	А		A	
		③NPO等民間団体との連携 福祉事務所	③被害者の多様な状況 に対応していくために 機動的な連携を推進し ていきます。		A		
		④母子緊急一時保護事業(再 掲42) 福祉事務所	④緊急時等の被害者の 安全確保と支援に向 け、連携協力を進めま す。				
		母子緊急一時保護事業(再掲 42) 子ども政策課	緊急時等の被害者の安 全確保と支援に向け、 一時保護体制の充実を 図ります。	B+	B+	B+	一時保護により、利用者の安全確保と支援を 適切に行うことができました。
		要保護児童対策地域協議会 (再掲46) 子ども家庭支援センター	情報交換等や早期発 見、適切な保護等に向 けた連携協力を推進し ます。	A	A	А	地域の中で関係機関がお互いの役割を確認 し、顔の見える関係の中で連携して家庭の支 援に取り組んでいます。

## 課題18: 人材育成の推進

#### 施策の方向: (25)相談等に関わる人材の育成

		①専門研修等 男女社会参画課	①職務関係者の配偶者 暴力への理解と適切な 支援に向けた知識の習 得を進めます。				
48	8 研修等の充実	②二次被害防止のための研修 男女社会参画課	②被害者への適切な支援に向けた知識の習得 を進めます。		A A		相談員をはじめ、研修を受ける機会のない各 課職員や関係機関担当者向けの研修を実施す ることにより、各職場における適切な被害者 対応に向けた共通認識が図れました。
40		③相談員の精神的ケアへの対応 男女社会参画課	③相談員の「代理受傷」や「燃え尽き状態」の防止等に努めます。	A		A	
		④研修等資料の提供 男女社会参画課	④関係各課と協力し、 職員の理解促進に取り 組みます。				

## 課題19: 性別等に基づくあらゆる人権侵害や暴力等への対応

施策の方向: (26)性別等に基づく人権侵害の防止

							総括評価(平成23~27年度)	
		取組の内容、方策、事業など	取組の		評価			
	取組		最終目標	寄与度	達成度	総合	所管課による評価理由	
49		止に向けた啓発 男女社会参画課	①セクハラの理解と認識、防止に向けた取組を進めます。 ②マタニティ・ハラスメントの理解と認識、防止に向けた取組を進めます。	В+	В+	В+	区民向けや職員向けの情報誌等を利用した啓発や、男女平等推進センターの貸出用図書購入により、ハラスメントの理解と認識、防止に向けた取組を進めました。	
	ントの防止	セクハラ研修等セクハラ防止 に向けた啓発 産業振興課 (公財)産業振興公社	啓発を進めます。	В	В		今年度は「産連ニュース」への記事掲載はありませんでしたが、公社発行の「いたばし産業News」にて啓発記事を掲載しました。「いたばし産業News」は新聞折り込みで区内に配付しているため、より広く周知することができました。	
50	くあらゆる人 権侵害・暴力 を予防し根絶 するための意	①人権尊重に関する意識啓発 の推進 男女社会参画課 ②性犯罪等の防止に向けた警 察や区内交通機関等との連携 男女社会参画課	①人権侵害・暴力防止 に向けた取組を進めま す。 ②連携を強化し、性犯 罪等の防止を進めま す。	A	А		幅広いテーマである人権について、都との連携、キャンペーンリボンパネルの活用など、 効果的な方法を工夫しながら実施できました。	

## 施策の方向: (27)メディアへの対応

51	テラシーの向	メディア・リテラシーに関す る普及・啓発 <b>男女社会参画</b> 課	メディアの持つ特性へ の理解や表現を読み解 く力を養う取組を進め ます。	A	Α	Α	期間を通じて、区民等に対しては正しく情報 を読み解く力を養うための啓発活動を実施で きました。また、庁内に向けても固定的性別 役割分担意識解消等の意識啓発を定期的に実 施することができました。
----	--------	--	---	---	---	---	--